

苓北町

第4期障がい者計画

第7期障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

熊本県 苓北町

目次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景・趣旨	1
2	障がい者をめぐる施策の動向	2
3	計画の位置づけ	4
4	計画の期間	5
5	計画の対象と範囲	5
6	計画策定の体制	5
7	「障がい」等の表記について	6

第2章 障がい者を取り巻く状況

1	障がい者等の状況	7
	(1) 各種障害者手帳所持者数の推移	7
	(2) 身体障害者手帳所持者の状況	8
	(3) 療育手帳所持者の状況	12
	(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	15
	(5) 障がい福祉サービス等利用者の状況	19
2	調査結果の概要	20

第3章 計画の目指す姿

1	基本理念	30
2	計画の基本的方向	31

第4章 具体的な施策の展開

1	啓発・広報	32
2	教育	34
3	雇用・就業	35
4	保健・医療	38
5	生活支援	40
6	生活環境	42
7	社会参加	44
8	行政サービス等における配慮	46

第5章 障がい（児）福祉サービスの供給体制

1 障がい（児）福祉サービスの実施における基本的視点.....	47
2 障がい福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	47
3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	48
4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	48

第6章 成果目標の設定

1 施設入所者の地域生活への移行.....	49
2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	50
3 地域生活支援の充実.....	51
4 福祉施設から一般就労等への移行状況.....	52
5 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備.....	53
6 相談支援体制の充実・強化等.....	54
7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組みに係る体制の構築.....	56
8 発達障がい者等に対する支援.....	57

第7章 障がい福祉サービスの見込量

1 障がい福祉サービスの見込量.....	58
（1）訪問系サービス.....	58
（2）日中活動系サービス.....	60
（3）居住系サービス.....	64
（4）相談支援.....	65
2 障がい児福祉サービスの見込量.....	67
3 地域生活支援事業の推進.....	69
（1）必須事業.....	69
（2）任意事業.....	71

第8章 計画の推進

1 関係機関との連携.....	71
2 PDCAサイクルによる評価と見直し.....	71

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景・趣旨

近年、高齢化の進展や社会環境の変化に伴うストレスの増大等の様々な要因により、心身に障がいのある人が年々増加傾向にあり、障がいの重度化、重複化等により、障がい者のニーズも多様化しています。また、難病、発達障害、高次脳機能障害といった様々な障がいへの対応も求められています。

これらに対応すべく国においては、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活の実現を図るため、令和4年12月に「障害者総合支援法」等の改正を行いました。さらに、令和5年3月に令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする「第5次障害者基本計画」が閣議決定され、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するなどの方向性が示されました。

このように、障がい福祉を取り巻く環境が大きく変化する中で、障がいのある方が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会をつくるために、市町村が担う役割はこれまでも増して重要なものとなってきています。

本町では、国の動向や本町の実情に基づき、障がい者施策の基本理念や施策の方向性を定めるものとして、平成30年3月に「苓北町第3期障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定し、令和2年3月には「苓北町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、これらの計画を元に、地域や関係機関等と連携した総合的な取組みを推進するとともに、サービス提供体制の基盤整備を推進してきました。

令和5年度をもって「苓北町第3期障がい者計画」「苓北町第6期障がい福祉計画」「苓北町第2期障がい児福祉計画」の計画期間が終了することから、これまでの施策の進捗状況や障がい者のニーズ等を踏まえて計画を見直し、新たに「苓北町第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定しました。

2 障がい者をめぐる施策の動向

(1) 国の動向

障害福祉施策に関する、直近の主な動きは以下のとおりです。

最近の施策の主な動き

○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(H30.6)
○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(R1.6)
○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適性化等を図るための関係法律の整備に関する法律(R1.6)
○障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(R2.4)
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律(R2.5)
○聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(R2.6)
○精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に係る検討会報告書 (R3.3)
○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (R3.6)
○障害児通所支援の在り方に関する検討会報告 (R3.10)
○難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針 (R4.2)
○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、附帯決議 (R4.5)
○改正児童福祉法 (R4.6)
○地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会報告書 (R4.6)
○障害者総合支援法改正法施行後3年の見直し障害者部会報告書 (R4.6)
○子ども家庭庁設置法・子ども基本法 (R4.6)
○第5次障害者基本計画 (R5.3)

直近の動きでは、「幅広い障害特性への対応」「権利擁護の推進」「精神障害への対応」「障害児への対応」「アクセシビリティの改善」がキーワードとして挙げられると考えます。特に「アクセシビリティの改善」については、国が現在検討している「第5次障害者基本計画」においても、ICTの利活用を含めて大きく追記することが案として出されている状況です。

上記の5つのキーワードは、全て「誰もが感じる暮らしやすさ」に繋がっていると捉えられます。国が推進する「地域共生社会の実現」に向けて、法制度の整備をはじめとした様々な施策が推進されていることも背景にあると考えられます。

(2) 熊本県の動向

熊本県では、平成 23 (2011) 年 7 月に、全ての県民が互いに支え合い、障害の有無にかかわらず安心して暮らすことができる共生社会（共に生きる熊本）の実現を目指し、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を制定し、平成 24 (2012) 年 4 月 1 日から全面施行しました。

「第 6 期熊本県障がい者計画（くまもと障がい者プラン）」（令和 3 年 3 月）においては、「障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現」を目指す姿と掲げ、3つの基本理念と5つの重点化の視点のもと、施策の取組みの充実を図ることとしています。

また、これまでの課題として、①県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組み、②地域生活への移行支援・地域生活支援、③家族に対する支援、④障がい特性に配慮した支援が挙げられており、本計画の策定においても上記4点を考慮して検討を進めていくことが重要であると考えます。

第 6 期熊本県障がい者計画の概要

目指す姿	
障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現	
基本理念	
1	障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会
2	自らの選択・決定・参画の実現
3	安心していきいきと生活できる環境づくり
重点化の視点	
1	県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組み
2	地域で安心して生活できるための支援
3	家族等に対する支援
4	障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
5	災害対策や感染症対策の充実による安全・安心の確保

3 計画の位置づけ

(1) 障がい者計画

障害者基本計画とは、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画として策定し、障がいの自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

障害者基本法 第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

(2) 障がい福祉計画

障がい福祉計画とは、「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、芥北町における障害福祉サービスの円滑な実施、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

障がい者計画が障がいのある人のための施策に関する基本計画であるのに対して、本計画は障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画となります。

障害者総合支援法 第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(3) 障がい児福祉計画

障がい児福祉計画とは、「児童福祉法」第 33 条の 20 の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保その他障がい児通所支援及び障がい児相談支援の円滑な実施に関して定める計画です。

「市町村障害児福祉計画」は、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができます。

児童福祉法 第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

4～6 ページについては、それぞれの計画の根拠法令、計画の期間、他の計画との整合性を掲載しております。

(3) 本町が策定する他計画との関係

本計画は、本町のまちづくりの基本指針を定めた苓北町振興計画「ふるさと苓北未来プラン」の分野別計画として位置付けられ、地域福祉計画、高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等の関連する計画との整合を図りつつ、障がい者（児）福祉に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります

4 計画の期間

苓北町第4期障がい者計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間とし、苓北町第7期障がい福祉計画・苓北町第3期障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

5 計画の対象と範囲

本計画で記載している「障がいのある方」とは、障害者基本法で定められている「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病（特定疾患）、高次脳機能障害、その他の心身の機能の障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける」人を総称するものとして使用し、その家族や地域、社会全体への働きかけを含めた施策を推進します。

6 計画策定の体制

(1) 計画策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、障害者基本法第36条第4項に規定する合議制の機関を設置する必要があります。そこで、障がい者及び障がい児の福祉に関する事業従事者、障がい当事者団体、保健福祉関係者及び社会福祉関係者で構成された策定委員会を設置し、審議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

本計画を策定するために、町民の皆さまの日常生活の状況や福祉に関する意識、意向などを把握することを目的に、障がいのある町民を対象としてアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、住民の意見を反映するためパブリックコメントを実施し、意見を募集しました。

7 「障がい」等の表記について

本計画では、「障害者」等の「害」の字の表記について、可能な限り平仮名で表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等については、これまでどおり「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

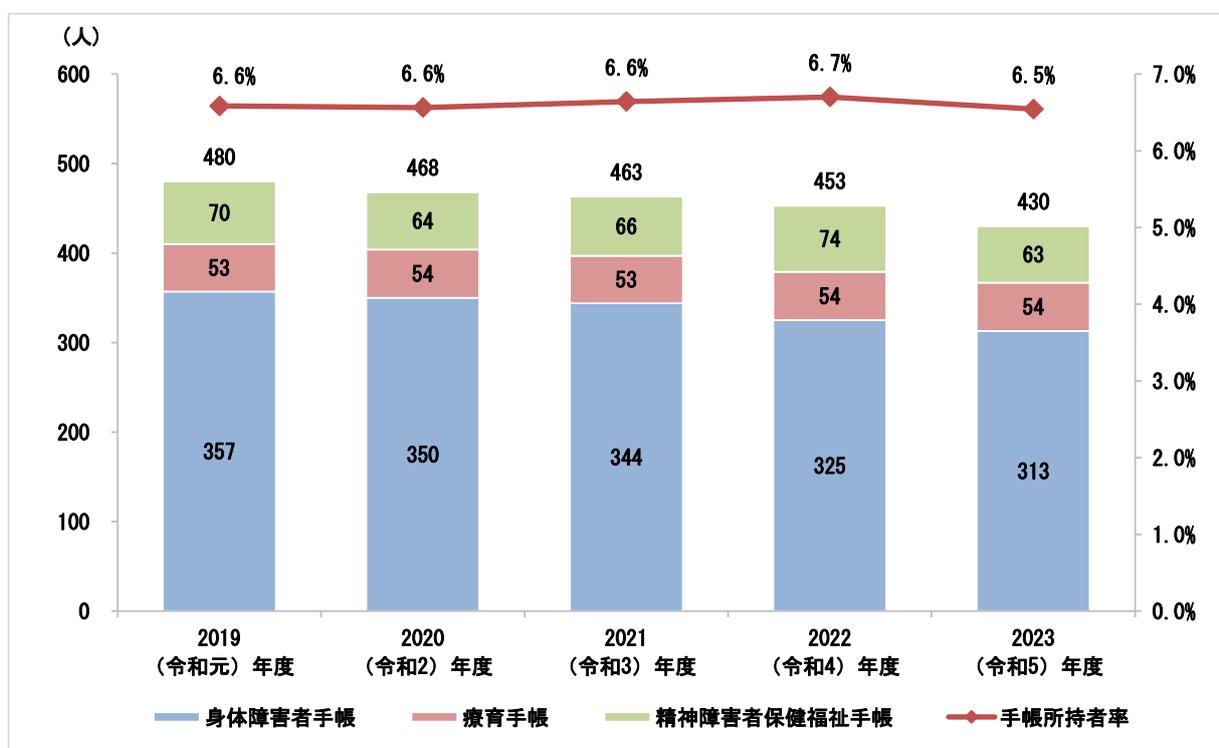
第2章 障がい者を取り巻く状況

1 障がい者等の状況

(1) 各種障害者手帳所持者数の推移

令和5年度現在の障害者手帳所持者数は430人（身体障害者手帳：313人、療育手帳：54人、精神障害者保健福祉手帳：63人）となっています。身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移していますが、療育手帳所持者数はほぼ横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者数も70人前後で推移しています。

芥北町における各種手帳所持者数の推移



(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳	357	350	344	325	313
療育手帳	53	54	53	54	54
精神障害者保健福祉手帳	70	64	66	74	63
合計	480	468	463	453	430

資料：福祉保健課（各年度末現在）

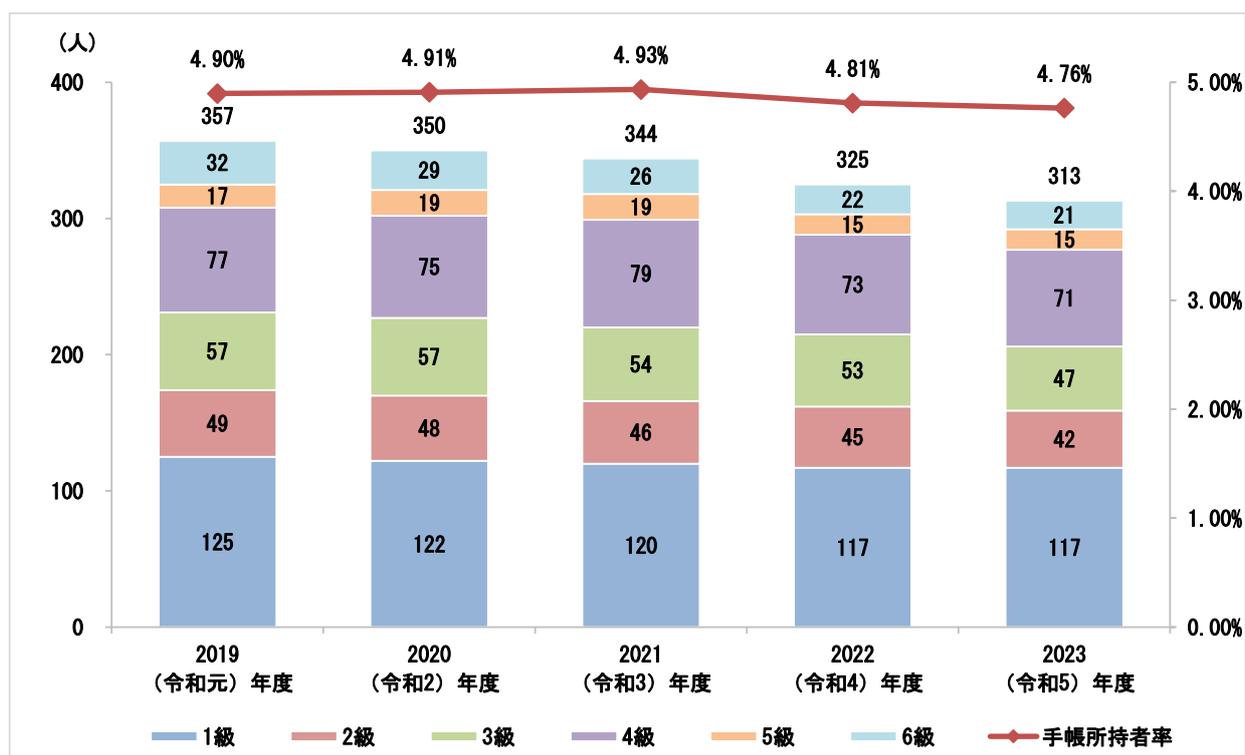
(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者を等級別にみると、各等級とも横ばい、もしくは減少傾向で推移しています。

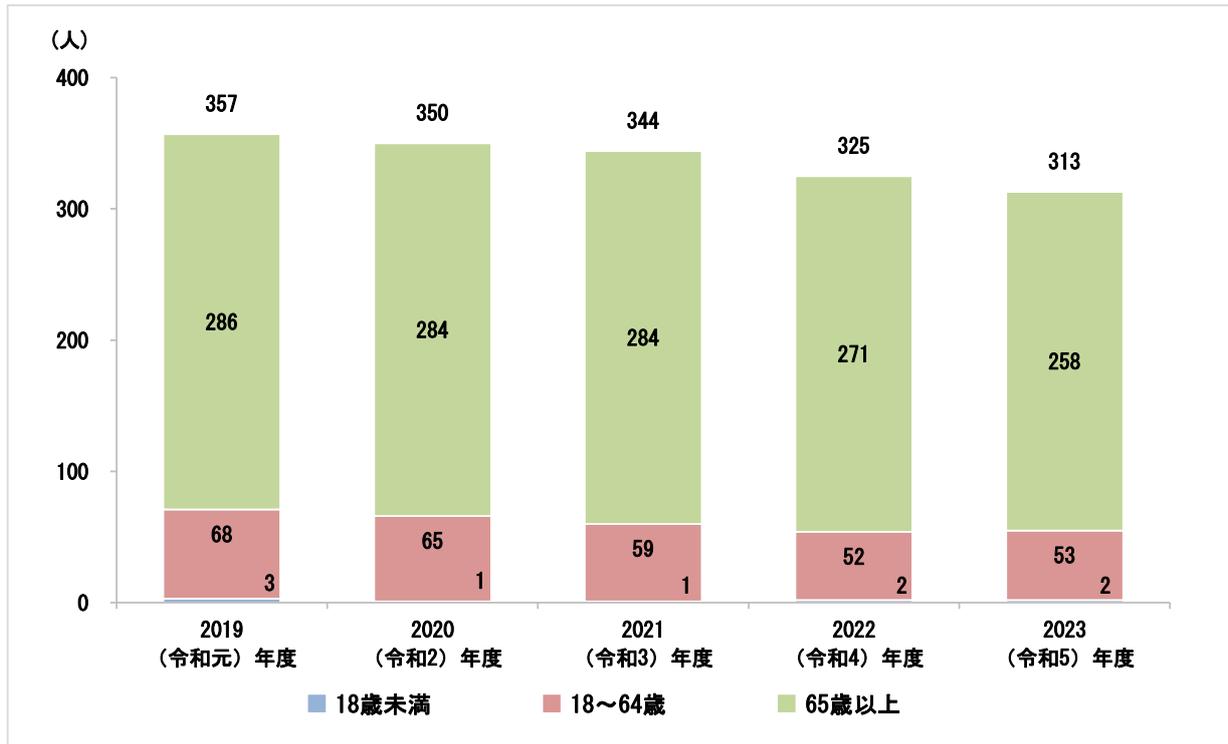
年齢別にみると、8割以上が65歳以上の高齢者となっており、今後その傾向が強くなると予想されます。

障がい種別でみると、各障がい種別とも横ばい、もしくは減少傾向で推移しています。

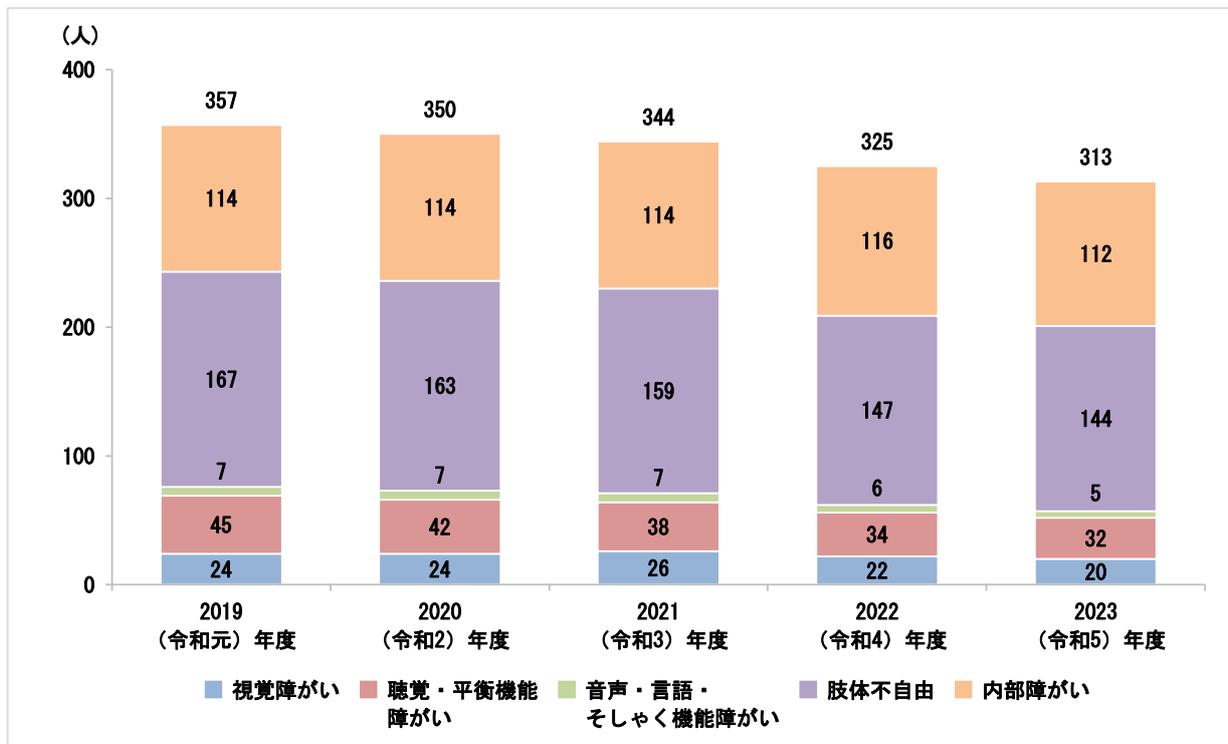
身体障害者手帳所持者数の等級別推移



身体障害者手帳所持者数の年齢別推移



身体障害者手帳所持者数の種類別推移



(単位：人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計		357	350	344	325	313
障害程度等級別	1級	125	122	120	117	117
	2級	49	48	46	45	42
	3級	57	57	54	53	47
	4級	77	75	79	73	71
	5級	17	19	19	15	15
	6級	32	29	26	22	21
年齢別	18歳未満	3	1	1	2	2
	18～64歳未満	68	65	59	52	53
	65歳以上	286	284	284	271	258
障がい種別	視覚障がい	24	24	26	22	20
	聴覚・平衡機能障がい	45	42	38	34	32
	音声・言語・そしゃく機能障がい	7	7	7	6	5
	肢体不自由	167	163	159	147	144
	内部障がい	114	114	114	116	112

資料：福祉保健課（各年度末現在）

< 身体障害者手帳新規取得者の推移（令和5年度） >

（単位：人）

障害名 年齢	心臓 障がい	腎臓 障がい	聴覚 障がい	上下肢 障がい	視覚 障がい	直腸 障がい	言語 障がい
50歳未満	0	1	0	0	0	0	0
50～60歳未満	0	2	0	1	0	0	0
60～70歳未満	1	0	0	0	0	0	0
70～80歳未満	0	0	1	0	0	0	0
80～90歳未満	0	0	0	0	0	0	0
90歳以上	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	3	1	1	0	0	0

< 身体障害者手帳新規取得者の推移（令和4年度） >

（単位：人）

障害名 年齢	心臓 障がい	腎臓 障がい	聴覚 障がい	上下肢 障がい	視覚 障がい	直腸 障がい	言語 障がい
50歳未満	0	0	0	2	0	0	0
50～60歳未満	1	0	0	0	0	0	0
60～70歳未満	0	1	0	0	0	0	0
70～80歳未満	0	1	0	0	0	0	0
80～90歳未満	3	1	1	1	0	2	0
90歳以上	1	0	0	0	0	0	0
合計	5	3	1	3	0	2	0

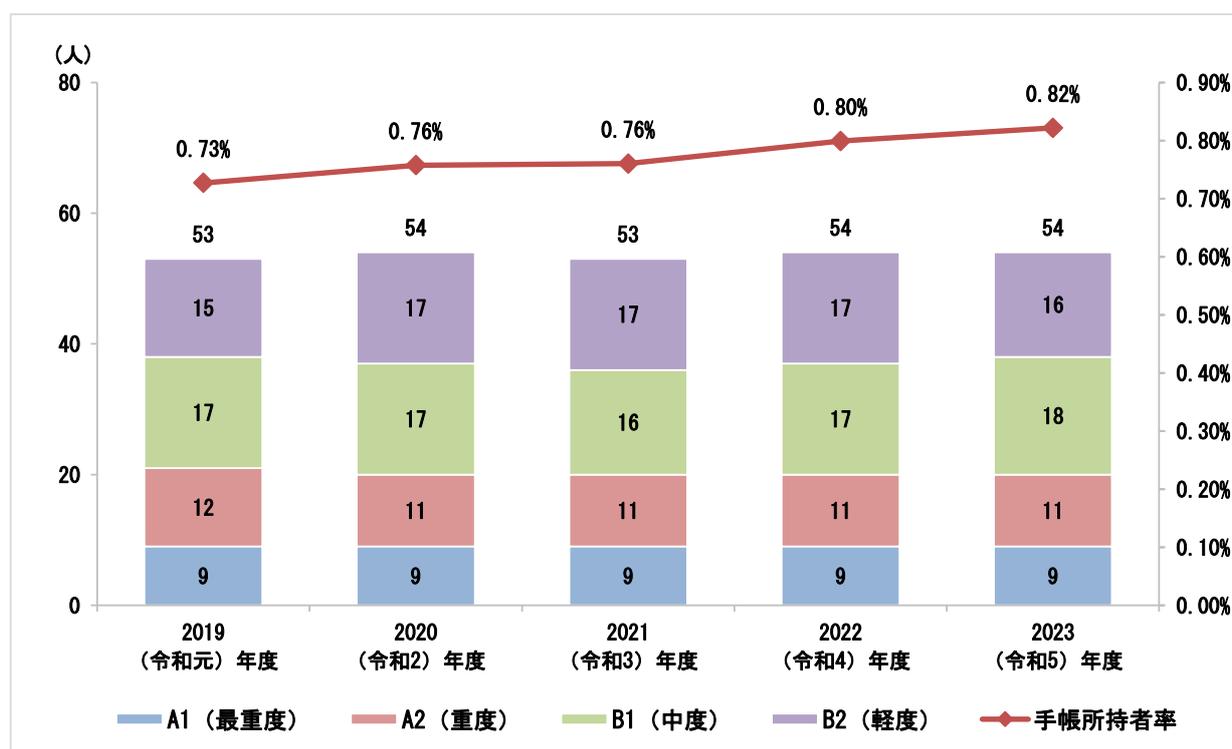
(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は、令和5年度現在で54人であり、ほぼ横ばいで推移しています。

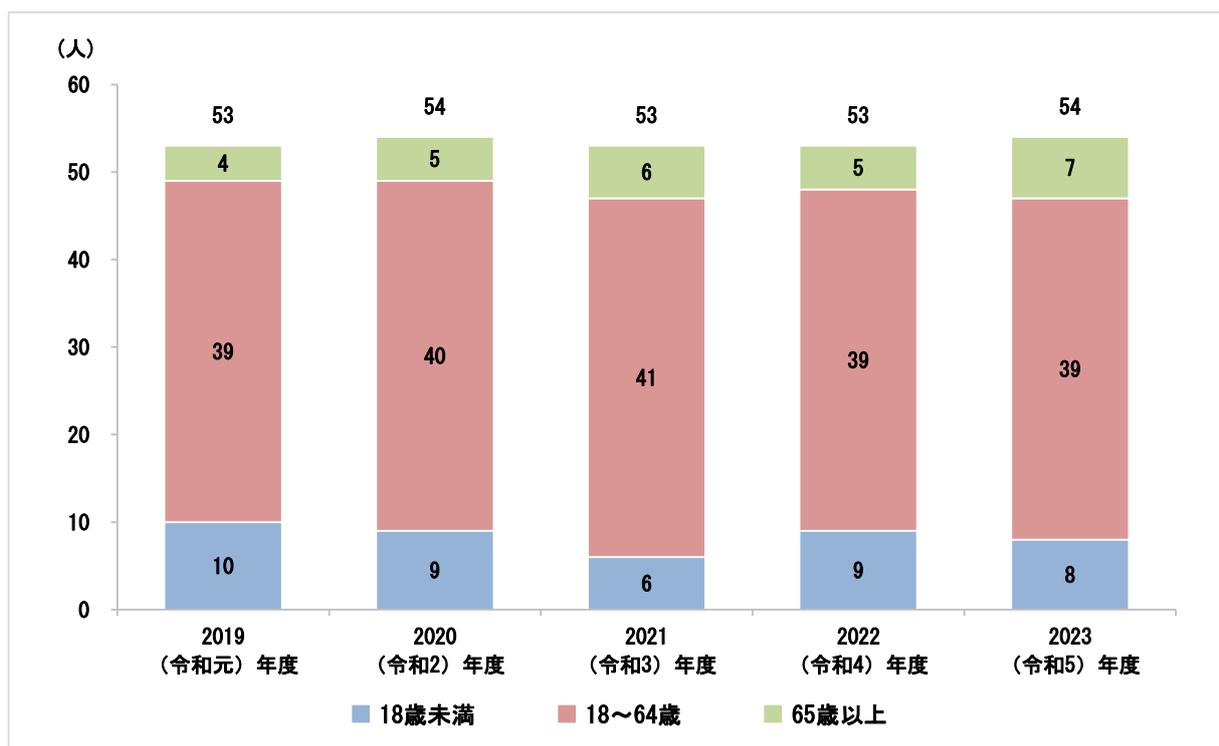
障害程度別で見ると、いずれの年度も「B判定」が「A判定」を上回っていますが、それぞれほぼ横ばいで推移しています。

年齢別で見ると、64歳未満では横ばい、もしくは減少傾向で推移していますが、65歳以上では若干増加傾向となっています。

療育手帳所持者数の程度別推移



療育手帳所持者数の年齢別推移



(単位：人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計		53	54	53	54	54
障害程度別	A1 (最重度)	9	9	9	9	9
	A2 (重度)	12	11	11	11	11
	B1 (中度)	17	17	16	17	18
	B2 (軽度)	15	17	17	17	16
年齢別	18歳未満	10	9	6	9	8
	18～64歳	39	40	41	39	39
	65歳以上	4	5	6	5	7

資料：福祉保健課 (各年度末現在)

<療育手帳新規取得者の推移（令和5年度）> （単位：人）

年齢 \ 等級	A 1 (最重度)	A 2 (重度)	B 1 (中度)	B 2 (軽度)
15歳未満	0	0	0	1
15～20歳未満	0	0	0	0
20～30歳未満	0	0	0	0
30～40歳未満	0	0	0	0
40～50歳未満	0	0	1	0
50～60歳未満	0	0	0	0
60歳以上	0	0	0	0
合計	0	0	1	1

<療育手帳新規取得者の推移（令和4年度）> （単位：人）

年齢 \ 等級	A 1 (最重度)	A 2 (重度)	B 1 (中度)	B 2 (軽度)
15歳未満	0	0	0	2
15～20歳未満	0	0	0	1
20～30歳未満	0	0	0	1
30～40歳未満	0	0	0	0
40～50歳未満	0	0	0	0
50～60歳未満	0	0	0	0
60歳以上	0	0	0	0
合計	0	0	0	4

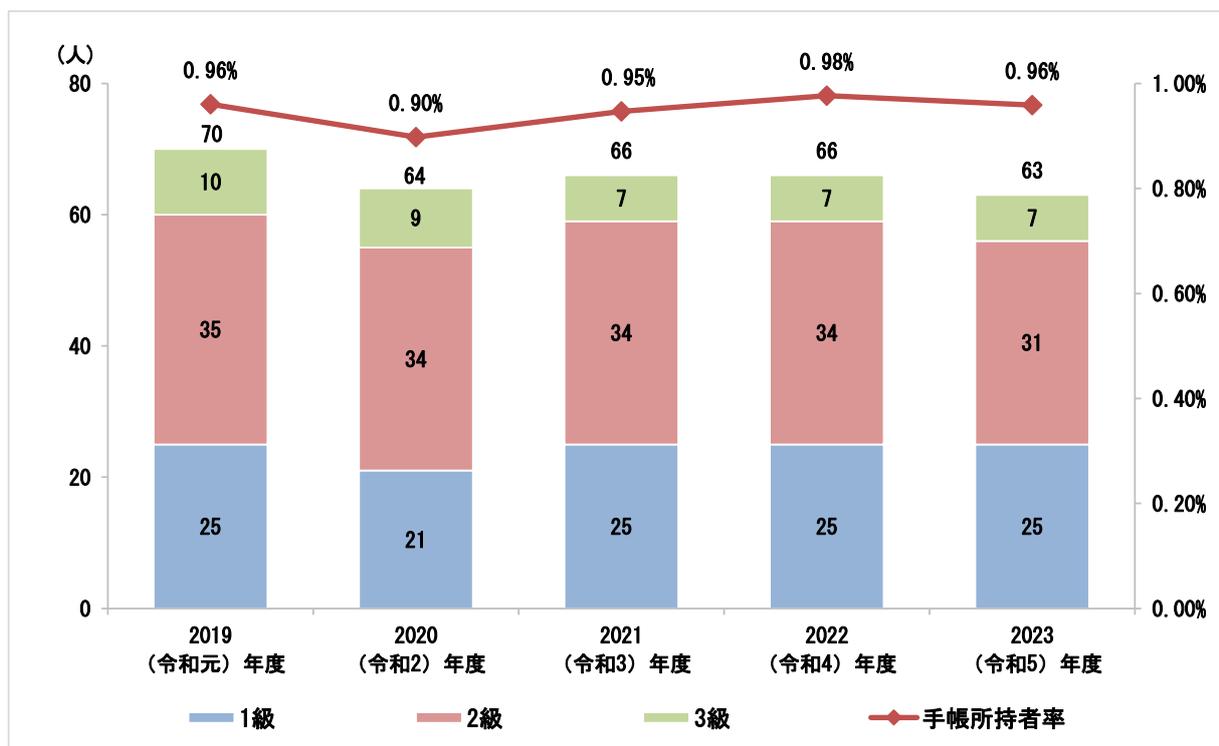
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年度末現在で63人となっており、減少傾向で推移しています。

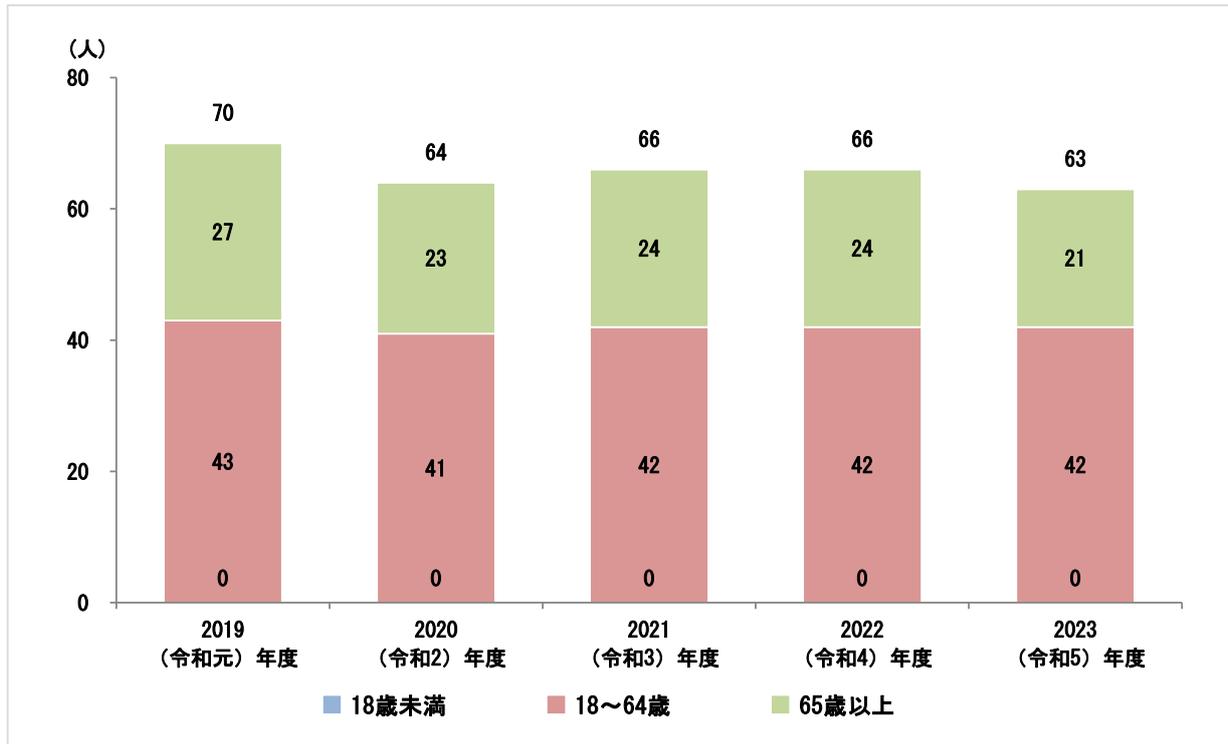
等級別でみると、「1級」ではほぼ横ばいで推移していますが、「2級」及び「3級」では、若干減少傾向となっており、どの年度も「2級」の割合が最も高くなっています。

年齢別でみると、64歳未満では横ばいで推移していますが、65歳以上では減少傾向となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移



精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢別推移



(単位：人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計		70	64	66	66	63
障害等級別	1級	25	21	25	25	25
	2級	35	34	34	34	31
	3級	10	9	7	7	7
年齢別	18歳未満	0	0	0	0	0
	18~64歳未満	43	41	42	42	42
	65歳以上	27	23	24	24	21

資料：福祉保健課（各年度末現在）

<精神障害者保健福祉手帳新規取得者の推移（令和5年度）>（単位：人）

年齢 \ 等級	1級	2級	3級
30歳未満	0	0	0
30～40歳未満	0	0	0
40～50歳未満	0	1	0
50～60歳未満	0	0	0
60～70歳未満	0	0	0
70～80歳未満	0	0	0
80歳以上	0	0	0
合計	0	1	0

<精神障害者保健福祉手帳新規取得者の推移（令和4年度）>（単位：人）

年齢 \ 等級	1級	2級	3級
30歳未満	0	2	0
30～40歳未満	0	5	1
40～50歳未満	0	0	0
50～60歳未満	0	1	0
60～70歳未満	0	0	0
70～80歳未満	1	0	0
80歳以上	0	0	0
合計	1	8	1

<精神障害者保健福祉手帳1級所持者入院・通院状況>

（令和6年1月末現在）（単位：人）

（令和5年度）

（単位：

人）

年齢 \ 状況	入院	通院
男性	11	4
女性	10	6
合計	21	10

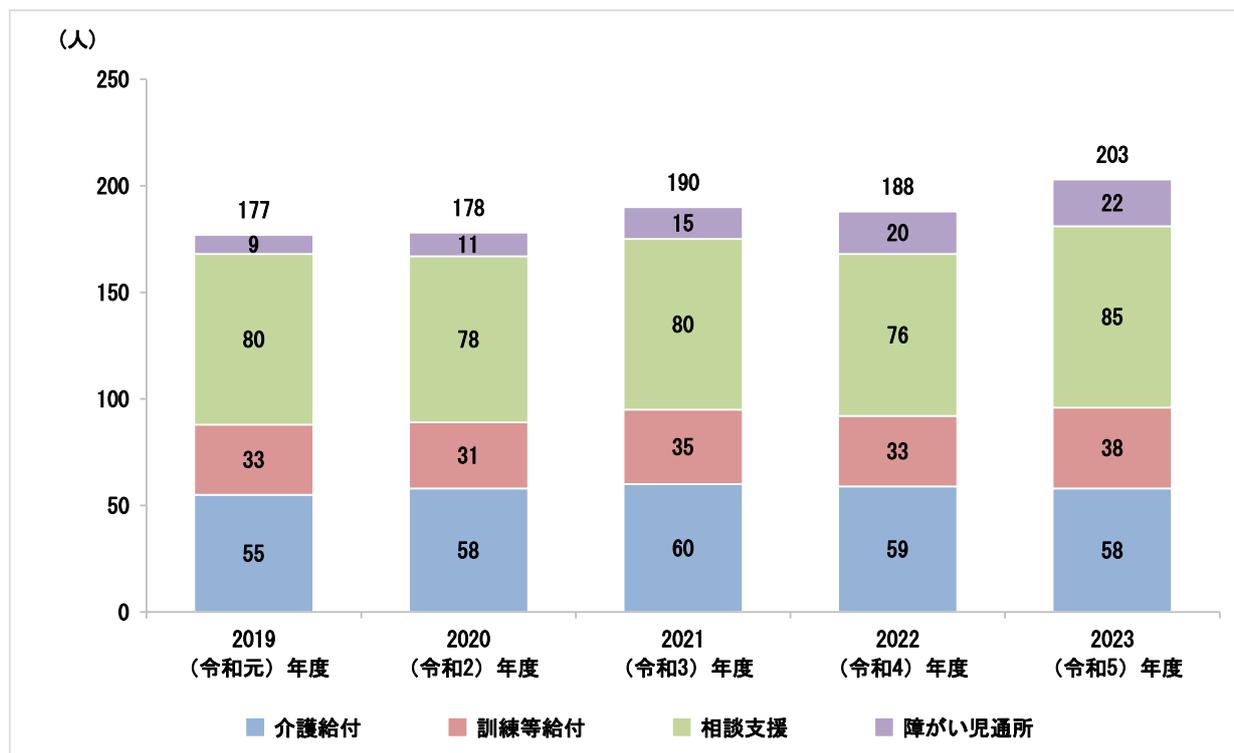
年齢 \ 状況	入院	通院
男性	11	4
女性	10	6
合計	21	10

(5) 障がい福祉サービス等利用者の状況

障がい福祉サービス等の利用者は、令和5年度で延べ203人であり、増加傾向となっています。

「介護給付」はほぼ横ばいですが、その他のサービスは増加傾向で推移し、どの年度も「相談支援」が最も多くなっています。

障がい福祉サービス等利用者数の推移（延べ人数）



(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	55	58	60	59	58
訓練等給付	33	31	35	33	38
相談支援	80	78	80	76	85
障がい児通所	9	11	15	20	22
合計	177	178	190	188	203

資料：福祉保健課（各年度末現在）

3 調査結果の概要

(1) 調査の目的

苓北町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画・障がい児福祉計画の策定にあたり、障がい者の生活の実態や健康福祉・福祉サービスに関する利用意向、事業所におけるサービスの利用状況等を把握することによって、今後の町の福祉政策の推進に活用することを目的とする。

(2) 調査の実施要領

○調査時期

令和5年11月

○調査対象者及び調査方法

本町にお住まいの身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者から無作為に抽出し、郵送配布・回収。

(3) 配布数・回答数

調査対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
障がい者	284 件	167 件	58.8%
障がい児	16 件	9 件	56.2%

(4) 調査結果利用上の注意

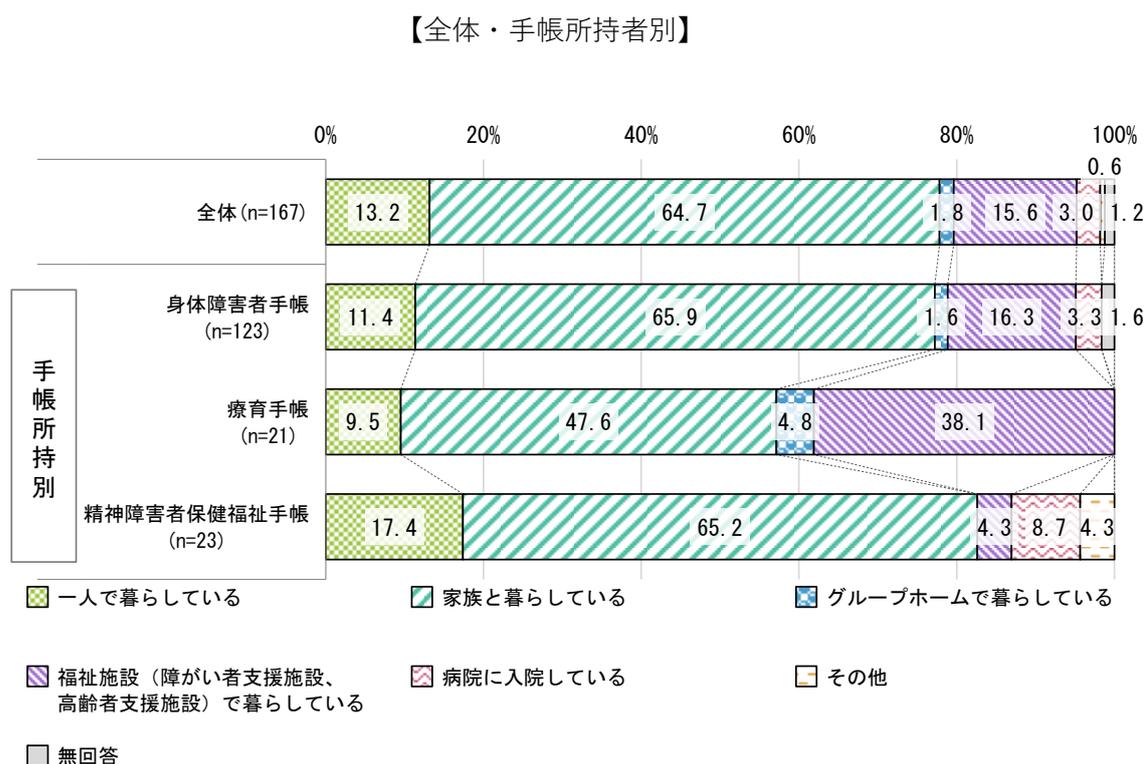
- ・各設問の n は、回答者数を表しています。
- ・回答率は百分比の小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。
- ・2 つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、選択肢ごとの割合を合計すると 100%を超える場合があります。
- ・回答があっても、小数点第 2 位を四捨五入して 0.1%に満たない場合は、図表には「0.0」と表記しています。
- ・数表・図表は、スペースの都合上、文言等を省略している場合があります。

(5) 調査結果 (抜粋)

①現在の生活について

現在の暮らしの状況については、「家族と暮らしている」が 64.7%と最も高く、次いで「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」が 15.6%、「一人で暮らしている」13.2%となっています。

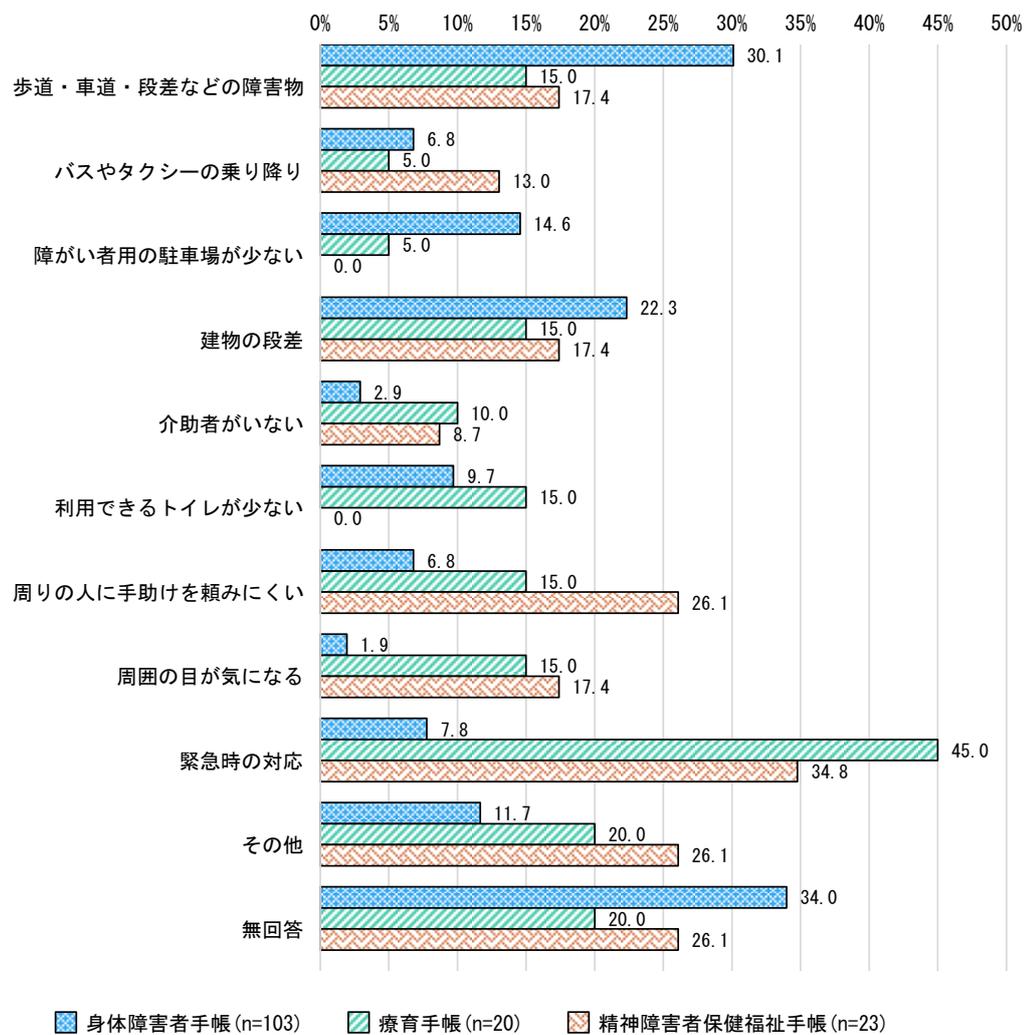
手帳所持者別でも、「家族と暮らしている」が最も高くなっています。



②外出するときに困ること

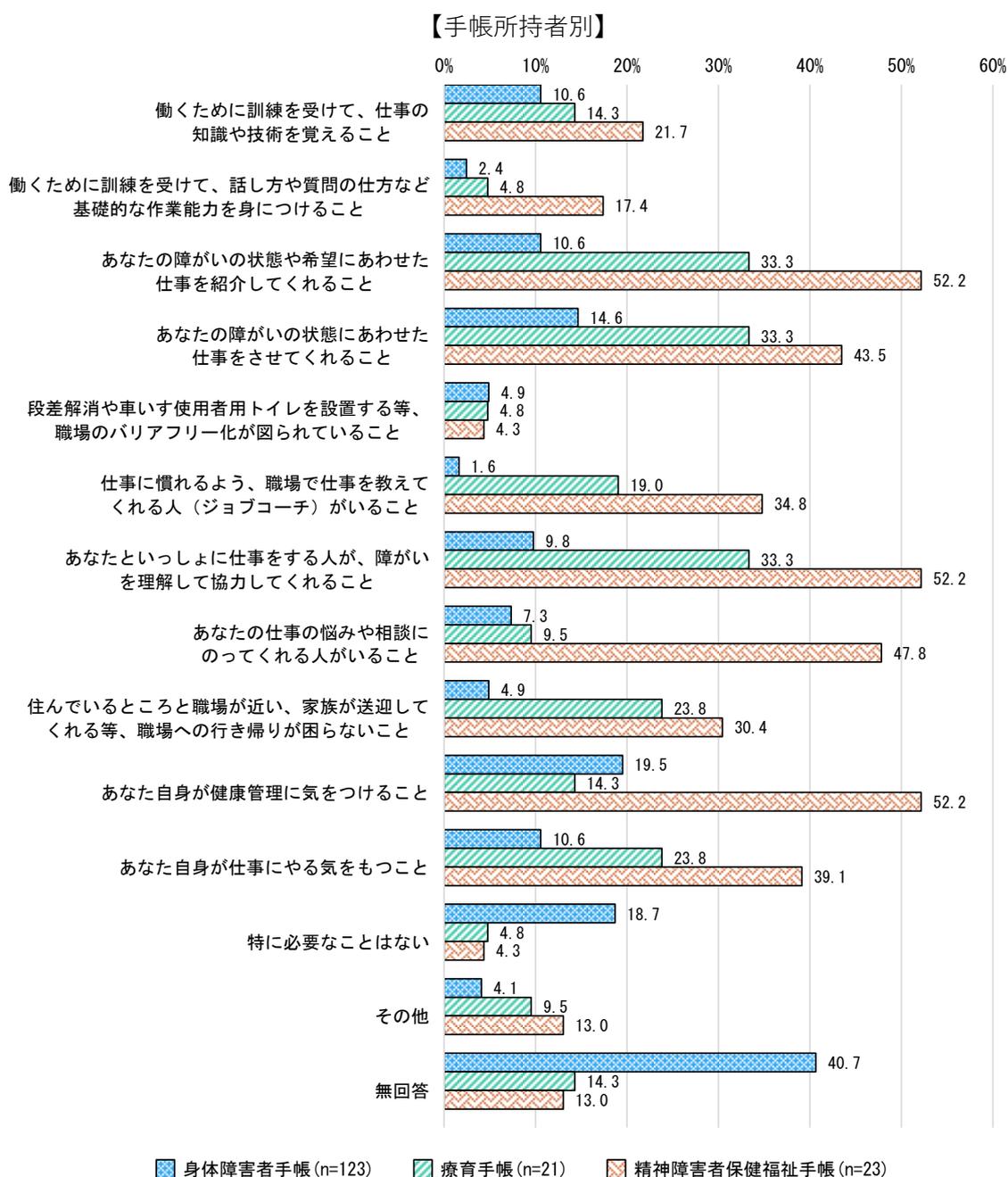
外出時の困りごとについて手帳所持者別でみると、身体障害者手帳所持者では「歩道・車道・段差などの障害物」、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者では「緊急時の対応」が最も高くなっています。

【手帳所持者別】



③障がい者の就労支援として必要なこと

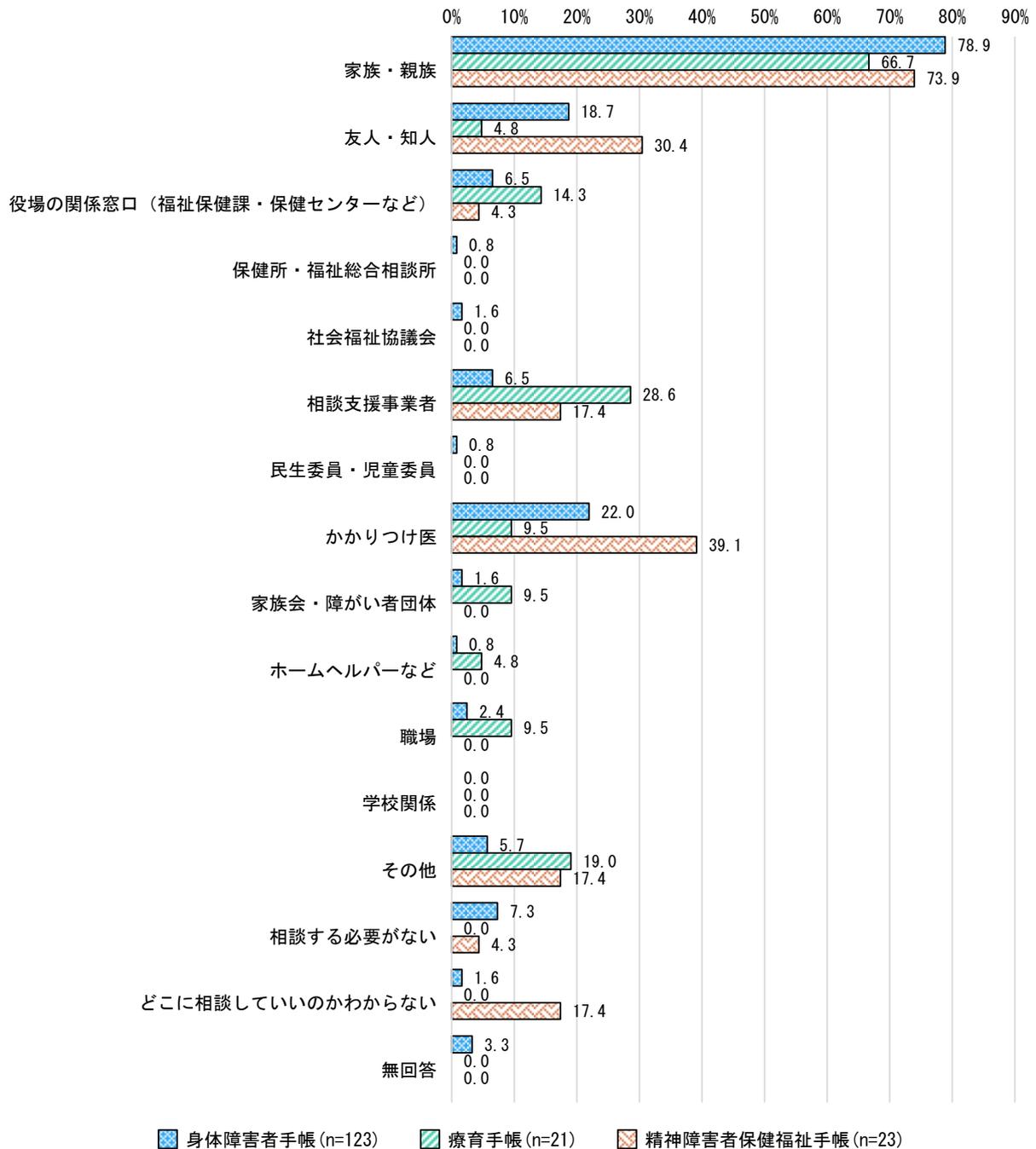
障がい者の就労支援に必要なことについて手帳所持者別でみると、身体障害者手帳所持者では「あなた自身が健康管理に気をつけること」、療育手帳所持者では「あなたの障がいの状態や希望にあわせた仕事を紹介してくれること」、「あなたの障がいの状態にあわせた仕事をさせてくれること」、「あなたといっしょに仕事をする人が、障がいを理解して協力してくれること」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「あなたの障がいの状態や希望にあわせた仕事を紹介してくれること」、「あなたといっしょに仕事をする人が、障がいを理解して協力してくれること」、「あなた自身が健康管理に気をつけること」が最も高くなっています。



④ 普段の相談相手

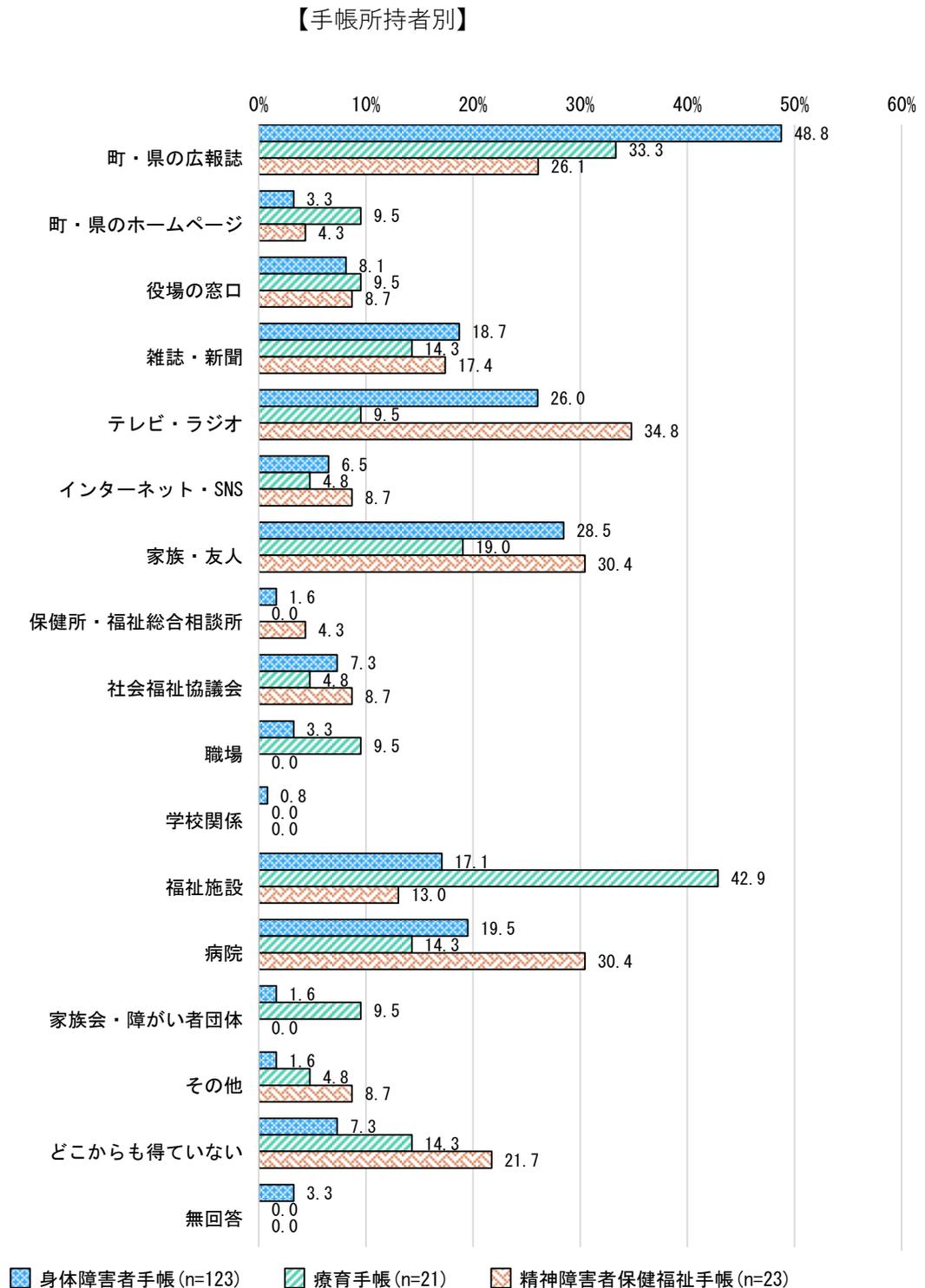
悩みや困ったことの相談相手について手帳所持者別でみると、いずれも「家族や親せき」が最も高くなっています。また、療育手帳所持者では「相談支援事業者」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「かかりつけ医」、「知人・友人」が他の手帳所持者と比べて高くなっています。

【手帳所持者別】



⑤福祉サービスなどに関する情報を知る方法

福祉サービスなどに関する情報の入手先について、手帳所持者別でみると、身体障害者手帳所持者では「町・県の広報紙」、療育手帳所持者では「福祉施設」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「テレビ・ラジオ」が最も高くなっています。

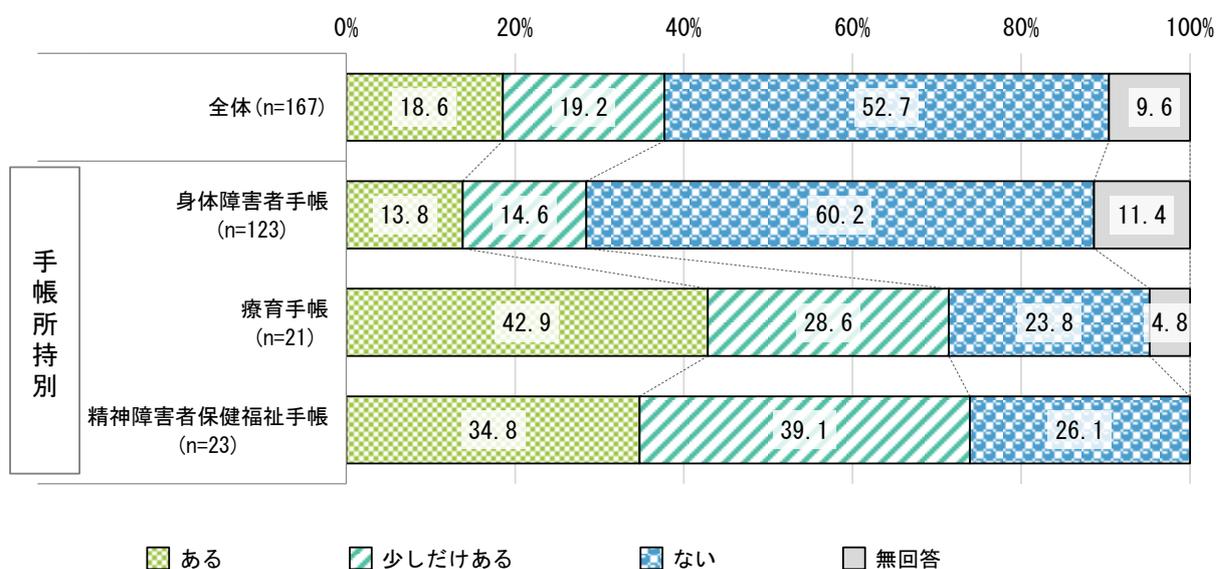


⑥差別や嫌な思いをする（した）ことの経験について

障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）経験の有無については、「ある」が18.6%、「少しだけある」が19.2%、「ない」が52.7%となっています。

手帳所持者別でみると、身体障害者手帳所持者では「ない」、療育手帳所持者では「ある」精神障害者保健福祉手帳所持者では「少しだけある」が最も高くなっています。

【全体・手帳所持者別】

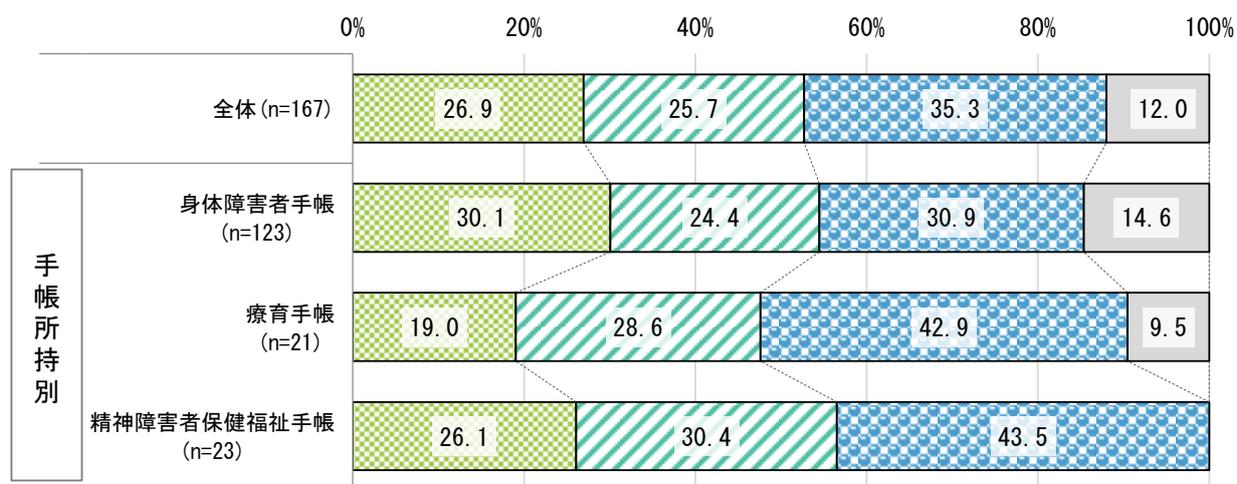


⑦成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度については、「名前も内容も知っている」が26.9%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が25.7%、「名前も内容も知らない」が35.3%となっています。

手帳所持者別でも、いずれも「名前も内容も知らない」が最も高くなっています。

【全体・手帳所持者別】

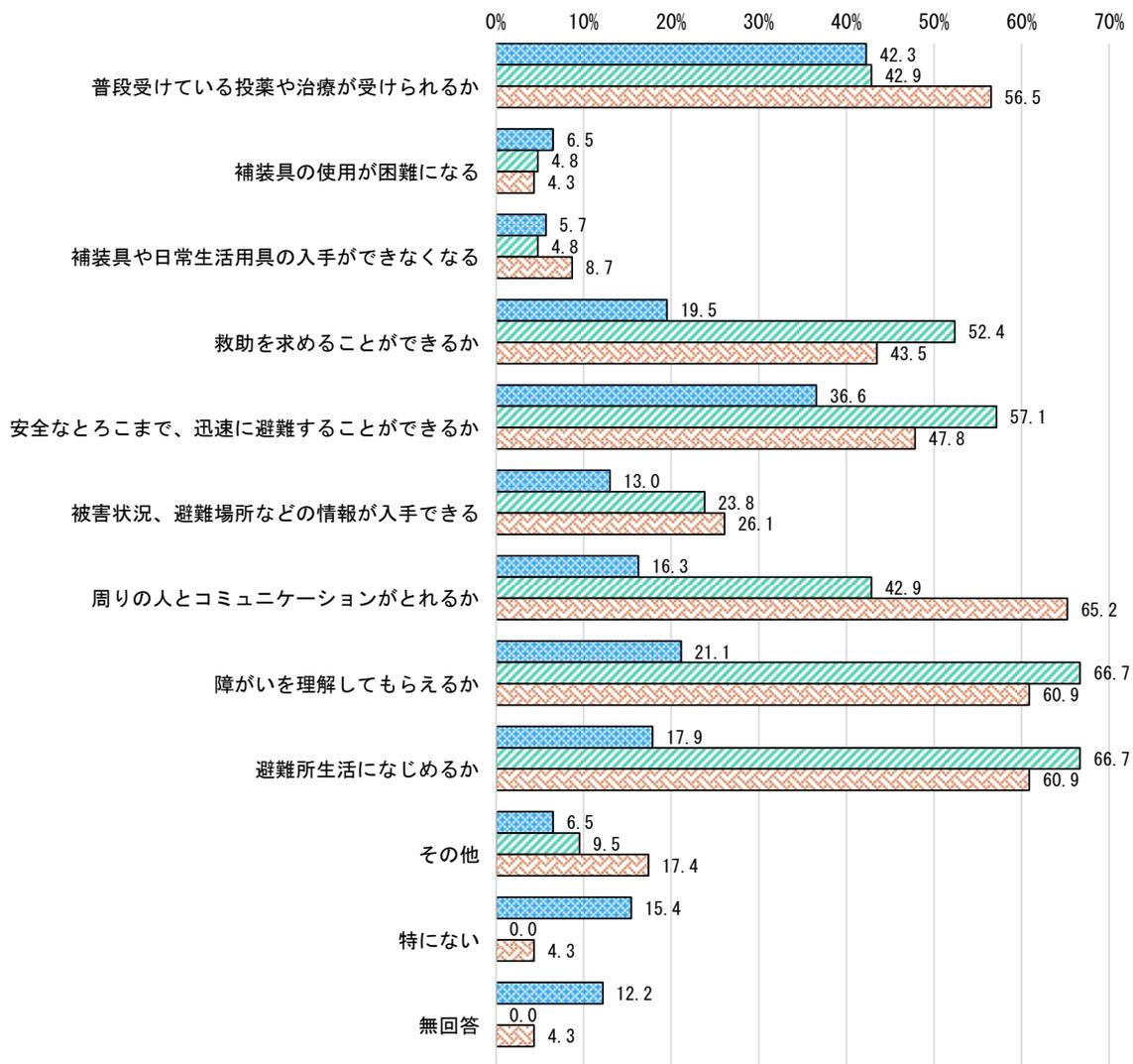


名前も内容も知っている
 名前を聞いたことはあるが、内容は知らない
 名前も内容も知らない
 無回答

⑧災害時に困ること

台風や地震等の災害時に困ることについて、手帳所持者別でみると、身体障害者手帳所持者では「普段受けている投薬や治療が受けられるか」、療育手帳所持者では「障がいを理解してもらえるか」、「避難所生活になじめるか」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「周りの人とコミュニケーションがとれるか」が最も高くなっています。

【手帳所持者別】



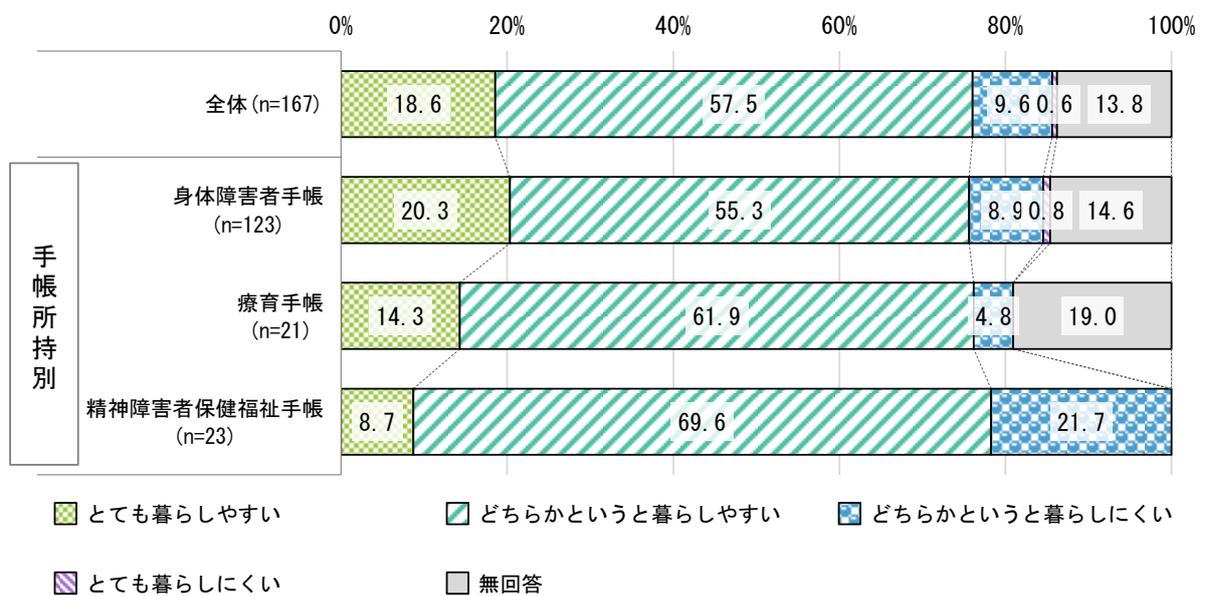
■ 身体障害者手帳 (n=123) ■ 療育手帳 (n=21) ■ 精神障害者保健福祉手帳 (n=23)

⑨ 芥北町は障がい者にとって、暮らしやすいまちだと思うかについて

芥北町は障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思うかについては、「どちらかという暮らしやすい」が57.5%と最も高く、次いで「とても暮らしやすい」18.6%、「どちらかという暮らしにくい」9.6%となっています。

手帳所持者別でも、いずれも「どちらかという暮らしやすい」が最も高くなっています。

【全体・手帳所持者別】



第3章 計画の目指す姿

1 基本理念

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、その実現に向けて各種施策が展開されることとなります。平成30年3月に策定した「苓北町第3期障がい者計画」では、「完全参加と平等」を基本理念とし、障がい者が地域において自立し、積極的に社会参加でき、その能力を最大限に発揮できる社会の実現を目指して、様々な取組みを推進しています。

また、すべての県民が互いに支え合い、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる共生社会の実現を理想とする「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の内容も遵守し、各施策を展開しています。

本計画においても、前計画の基本理念を継承し、「完全参加と平等」を基本理念として掲げ、様々な障がい福祉サービスの充実を図ります。

完全参加と平等

障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念のもと、一貫性ある保健・医療・福祉サービスの提供や就学・就労などの自立支援施策の充実、バリアフリーのまちづくりに努め、すべての人が地域の一員として喜びと生きがいに満ちた自立的な暮らしができる共生社会の実現を目指します。

2 計画の基本的方向

本町ではこれまで、「地域でともに生活するために」、「社会的自立を促進するために」、「バリアフリー化を促進するために」、「生活の質（QOL）の向上をめざして」、「安全な暮らしを確保するために」の5つを障がい者施策の基本的方向とし、障がい者（児）が地域の一員として喜びと生きがいに満ちた自立的な暮らしができる共生のまちを目指し、各施策を推進してきました。

本計画では、施策の基本的方向を継続して施策の更なる推進を図ります。

基本的方向1 地域でともに生活するために

基本的方向2 社会的自立を促進するために

基本的方向3 バリアフリー化を促進するために

基本的方向4 生活の質（QOL）の向上をめざして

基本的方向5 安全な暮らしを確保するために

※QOLとは…クオリティ・オブ・ライフとは、一人一人の人生の内容や社会的にみた「生活の質」のことを指し、ある人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということをも尺度としてとらえる概念のことです。

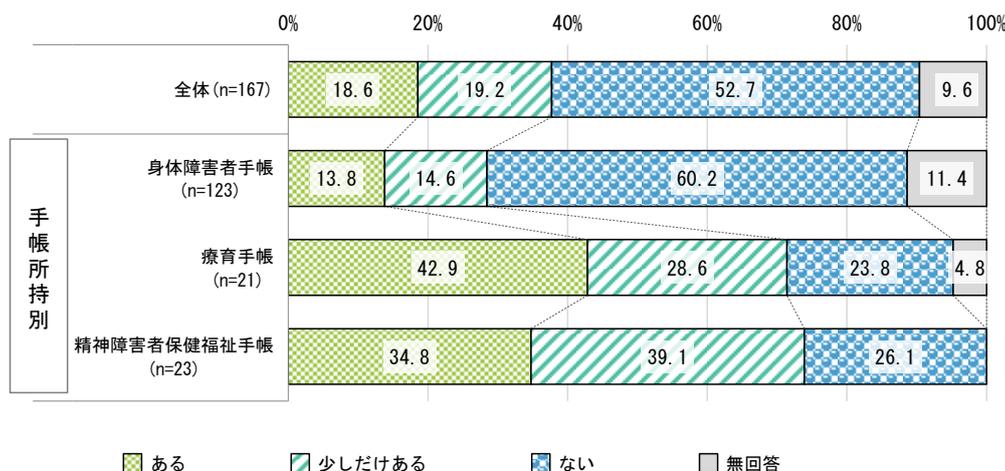
第4章 具体的な施策の展開

1 啓発・広報

■現状と課題

障害者差別解消法により、国及び地方公共団体は障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止と障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されていますが、令和6年4月からは、事業者に対しても合理的配慮が義務づけられることになりました。障害の有無にかかわらず、誰もが安心して日常生活を送るためには、全ての住民が障害に対する理解を深め、人権意識を持つことが重要です。

アンケート調査の結果では、障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあるかという設問において、「ある」が18.6%、「少しだけある」が19.2%、「ない」が52.7%となっており、4割近くの人々がまだ差別や嫌な思いをしているという状況です。障がいのある人に対する不当な差別や社会的障壁がなくなるよう、相互理解や啓発活動等を継続的に取り組んでいく必要があります。



■施策の展開

(1) ノーマライゼーションの理念の定着

障がい者に対する正しい理解と認識を深め、障がい者への合理的配慮や社会参加を促すために、障がい者のしおりや広報紙、ホームページ等を活用し広報活動を促進するとともに、ノーマライゼーションの理念の普及・浸透に努めます。

(2) 障がい者に対する理解の促進

障がい者に対する誤解や偏見をなくし、その社会復帰を推進するため、地域住民に対して正しい知識の普及・啓発の推進のために、町の人権学習、ふれあい学級等を推進するとともに、天草地域自立支援協議会（2市1町）での支援体制の構築を図ります。

(3) ボランティア活動の振興等

障がい者施設等の行事に積極的に参加しボランティア活動を行っています。今後も、積極的にボランティア活動を行うとともに、苓北町社会福祉協議会と連携し、各分野で取り組まれているボランティア活動の内容やボランティア団体などに関する現況把握・情報の提供を進め、住民の多様なボランティア活動を育成し、障がいのある人に対する福祉活動を促進します。

(4) 成年後見制度の周知・普及

広報紙、ホームページ等の媒体を活用し、制度の周知に努めます。また、苓北町社会福祉協議会と連携し協議を行う中で、必要な人への適切な成年後見制度利用支援事業等の支援を行います。

2 教育

■現状と課題

療育が必要な子どもの能力や個性を最大限に伸ばすためには、発達の遅れや障がいを早期に発見し、早期療育につなげていくことが重要です。子どもの自立や社会参加に向け、一人一人のニーズを把握するとともに、子どもの持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。

■施策の展開

(1) 療育・発達の支援

- ① 茶北町内にある 6 か所すべての保育所で、保育を要する障がい児について受け入れ可能な体制が整っています。今後も、保育を要する障がい児が町内の保育所に通所できるような障がい児保育の促進を図ります。
- ② 在宅障がい児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう療育機能の充実に努めます。
- ③ 障害児通所支援を通して日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適用訓練などの療育指導を推進します。
- ④ LD（学習障がい）・ADHD（注意欠陥・多動性障がい）・高機能自閉症（知的障がいを伴わない自閉症）などの障がいについて全ての保護者への理解に努めるとともに、適切な福祉サービスの提供に努めます。
- ⑤ 発達の遅れや障がいのある子どもを早期発見するために、巡回支援専門員整備事業や巡回訪問、乳児健診などの各種健診を通し、関係機関と町保健師が連携を図り、適切な支援に努めます。

(2) 障がい児教育の充実

発達障がいを含む障がいのある児童・生徒の個に応じた指導を充実させるため、小・中学校に「特別支援学級」を設置しています。今後も、県から示される具体的な特別支援教育の推進施策に基づき、教育委員会や専門機関との連携を図りながら、障がいの有無にかかわらずともに学ぶ機会の充実に努めます。

(3) 障がい特性に配慮した保育・教育の実施

特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力の向上を図るため、小・中学校等の教員への研修の充実に努めるとともに、通常学級の中で、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対して効果的な教育活動を行うための支援に努めます。

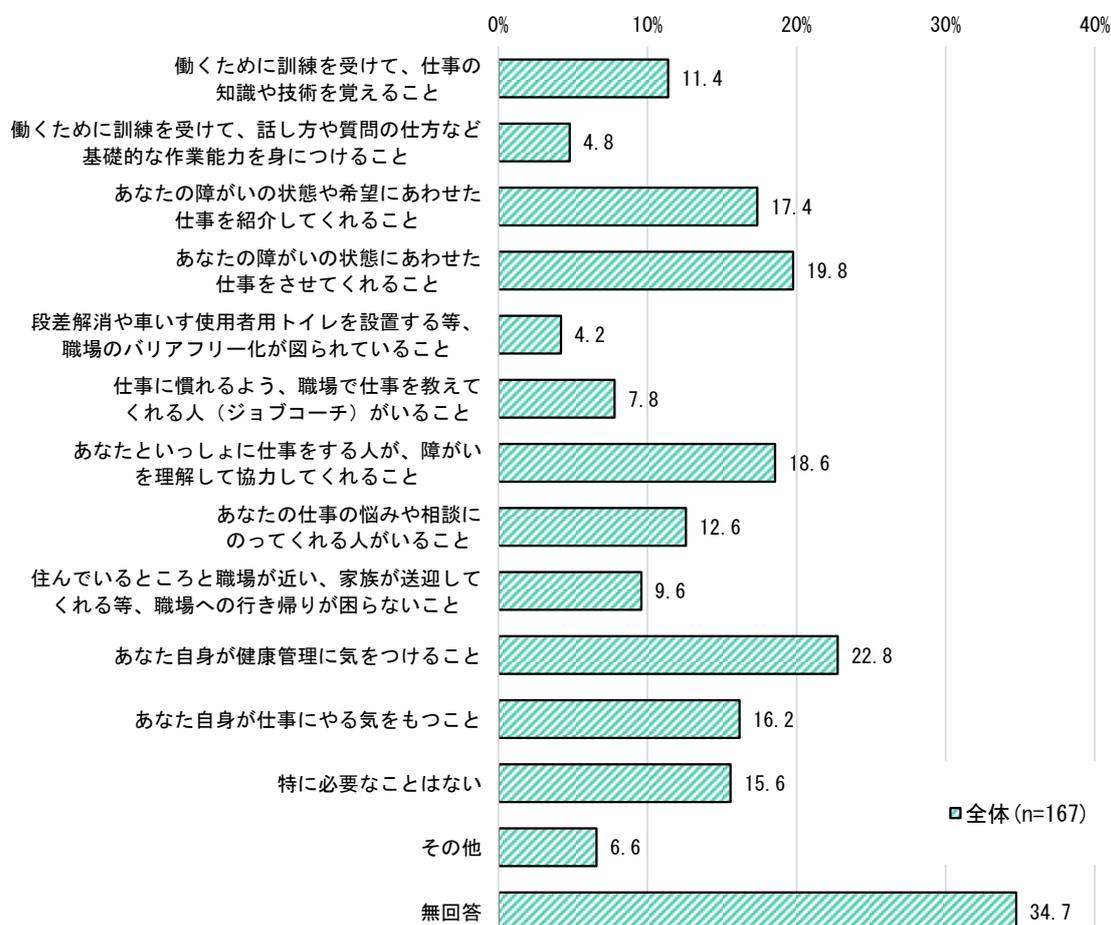
3 雇用・就業

■現状と課題

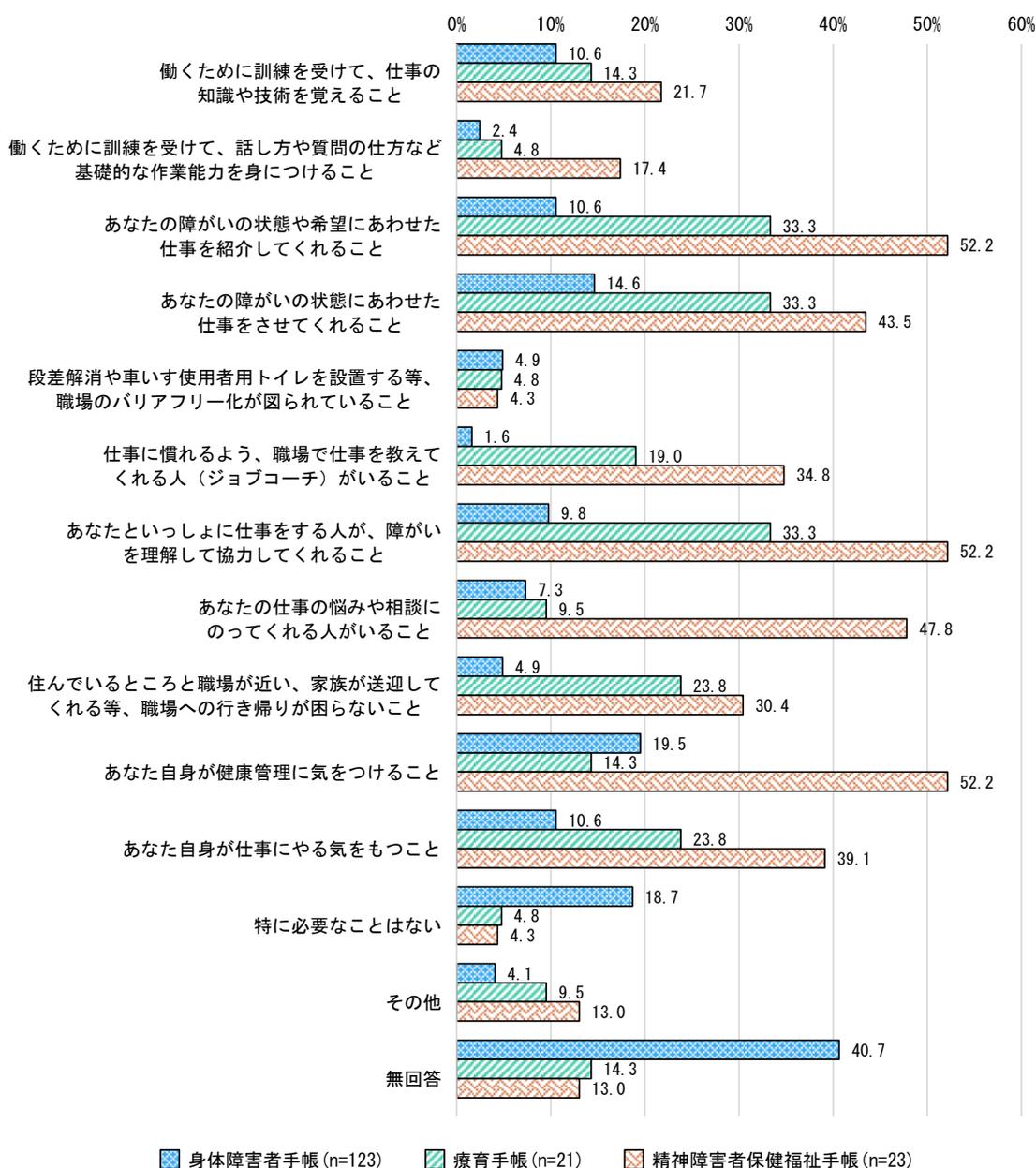
障がい者が地域で生活を続けていく上で、社会の一員として、また、自己実現の一つの手段として、障がい特性や一人ひとりの意欲、適性、能力に応じて働くことができる場があることは重要です。より多くの障がい者が一般就労し、また、就労を継続するためには、障がい特性や一人ひとりの意欲、適性、能力等に応じた働き方の開発や普及、処遇の改善を図ることの重要性について、周囲の人々や企業等の理解を更に深めていく必要があります。

アンケート調査の結果では、就労するために必要なことについての設問において、全体では「あなた自身が健康管理に気をつけること」が 22.8%と最も高く、次いで「あなたの障がいの状態にあわせた仕事をさせてくれること」19.8%、「あなたといっしょに仕事をする人が、障がいを理解して協力してくれること」18.6%となっており、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者では、理解促進を求める回答の割合が更に高くなっています。自身の健康管理に努めるとともに、職場における更なる理解促進が求められている状況です。

【就労するために必要なこと：全体】



【就労するために必要なこと：手帳種別】



■施策の展開

(1) 就労支援のネットワークの構築

雇用促進のため、ハローワーク、就労移行支援事業所等の関係機関とのネットワークの構築を図ります。

(2) 就労支援の充実

- ①仕事先でのサポートをしてくれるジョブコーチ制度の普及啓発に取組み、利用を促進することで、就職後の職場定着を高めるための支援に努めます。
- ②障害者雇用促進法に基づき、町内企業に対して障がいのある人の雇用を拡大するよう働きかけます。また、「法定雇用率」が適用されない中小企業についても苓北町商工会と連携し、障がいのある人の雇用について事業主に理解・啓発の働きかけを行います。
- ③企業等に対してトライアル雇用制度の周知に取組み、活用を促進することで障がい者の雇用機会の創造に努めます。
- ④住民・事業主に対して、広報紙、ホームページ等を活用し、啓発活動を積極的に行い、障がいのある人が就労を通じて社会参加することの大切さの理解を促進します。

(3) 福祉的就労の場に対する支援

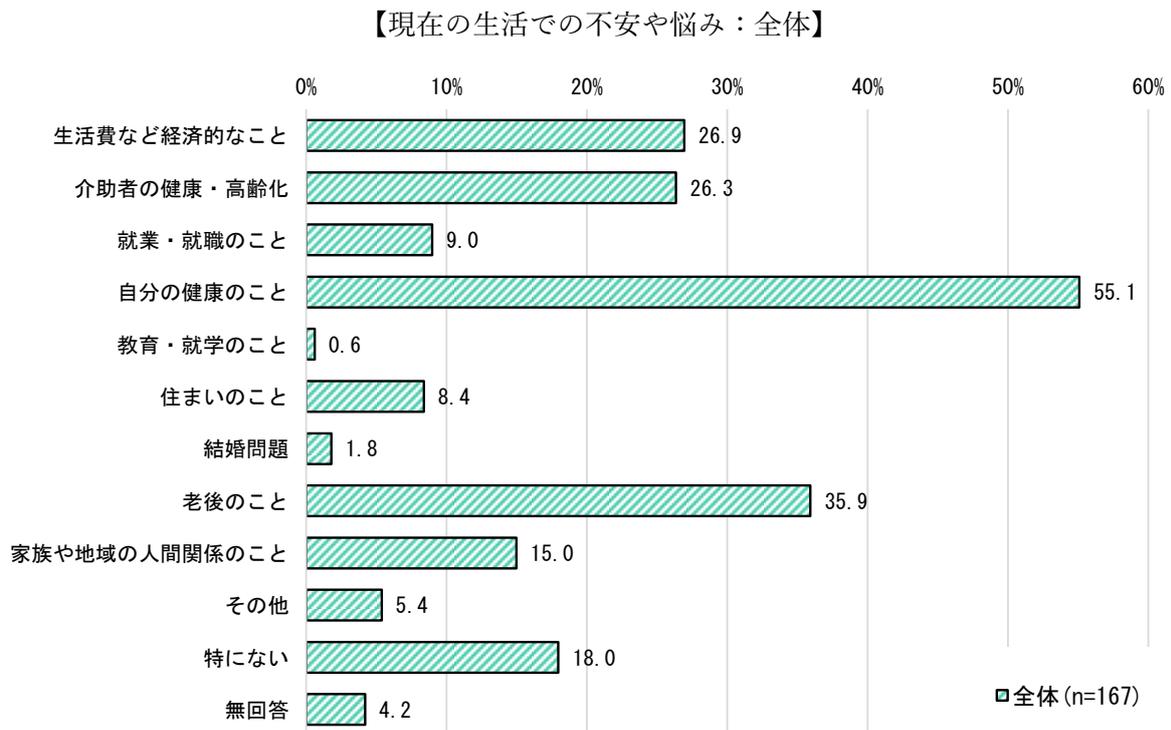
- ①障がい者施設や相談支援事業所等と連携して、一般企業での就労が難しい障がい者の特性や適性に応じ、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、地域活動支援センター等の福祉的就労の場の支援に努めます。
- ②地域活動支援センターは、在宅の障がい者に対し、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業をおこなうことにより、地域における社会参加や生きがいの場として重要な役割を果たすことから、町内事業者に委託し運営の支援を行います。
- ③福祉的就労により生産された生産物の販売ルートの確保についても配慮します。

4 保健・医療

■現状と課題

本町では、町民が生涯を通じて健康にいきいきと生活することができるよう、ライフステージに応じた身体とこころの健康づくりを総合的に推進する「健康れいほく21計画」を策定し、障がいの原因となる生活習慣病等の発症予防や早期発見、早期治療に向けた取り組みを推進しています。障がい者の高齢化が進行するなか、保健・医療分野と福祉分野とのさらなる連携を進め、障がいの状況に応じたきめ細かな支援体制づくりに取り組むことが今後更に重要となっています。

アンケート調査の結果では、現在の生活での不安や悩みについての設問において、「自分の健康のこと」が55.1%と最も高くなっており、適切な治療や健康相談の充実につなげる支援体制の整備を推進していく必要があります。



■施策の展開

(1) 障がいの早期発見・早期対応・予防

- ①乳幼児健診や相談支援事業等をはじめ、保育所や学校、関係機関と連携をとることにより、早期発見、早期対応に努めます。
- ②役場窓口や医療機関で相談を受け、情報の共有を行っています。相談窓口を充実させ早期に対応することで、病気の重症化を予防します。
- ③生活習慣病による身体的機能障がいの予防のため、各種検診等で早期発見、早期対応することで重症化を予防します。

(2) 医療費の助成

重度心身障害者医療費助成制度により、重度の障がいがある人の医療費負担を軽くするため、医療機関や調剤薬局で支払う医療費の負担軽減を図ります。

(3) 健康づくりの推進

住民の”自分の健康は自分で守る”という意識を高めるために、講演会や健康指導の他、新たに健康ポイント事業を推進し、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを推進します。

(4) 関係機関との連携

医療機関、障がい者施設、相談支援事業所等と連携を行っており、各分野のネットワークの構築に努め、関係機関との連携強化に取り組めます。

(5) リハビリテーションの充実

地域での自立した生活を支えていくため、障がいの程度に応じた継続的かつ総合的な治療・訓練を提供できるよう、関係機関との連携によるリハビリテーションの充実を図ります。

5 生活支援

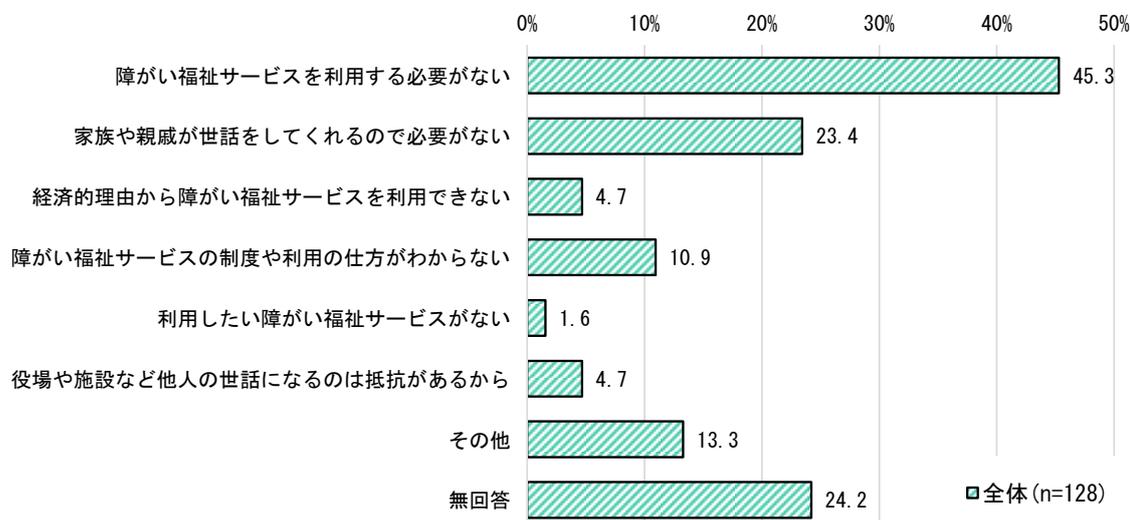
■現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、障がい者のニーズを踏まえ、きめ細かなサービスの提供体制を整備するとともに、最適なサービスの提供が求められています。そのため、障がい福祉計画における各サービスの利用見込や、障がい特性に応じたニーズを踏まえ、計画的に事業所等の社会資源の整備を図る必要があります。

また、相談支援体制や障害福祉サービス等の充実、地域生活への移行支援、重度障がい児・者への支援、情報提供の充実とサービスの質の向上など、単一のサービス提供ではなく複合的な利用者本位のサービス提供体制を構築していくことが重要です。

アンケート調査の結果では、サービスを利用していない理由においては「障がい福祉サービスを利用する必要がない」と「その他」を除くと、「家族や親戚が世話をしてくれるので必要がない」が23.4%と最も高くなっており、次いで「障がい福祉サービスの制度や利用の仕方がわからない」13.3%となっています。障がい者が安心して生活を送ることができるように、親亡き後を見据えたサービス提供のあり方も考慮しつつ、サービスの利用促進に向けた周知・啓発等についても更に推進していくことが重要です。

【サービスを利用していない理由：全体】



■施策の展開

(1) 障害福祉サービス等の円滑な実施

- ①制度の円滑な実施を図るとともに、ホームページ等での情報発信や広報紙、パンフレットなどでの周知により、わかりやすい情報提供が行なえる環境づくりに努めます。
- ②障がいのある人が、自らの人生や生き方を選び、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、制度の適正な運用に努めます。複雑な福祉制度の改正やそれに応じたサービスの変更、追加についても、情報の正確な把握に努め、関係部署・関係機関の間での情報共有、連携強化を図ります。
- ③役場の窓口における手帳交付時や町内で開催される各種集会時に、必要に応じて制度の周知を行っていきます。

(2) 相談窓口の充実

障がいのある人の日常生活の様々な問題や苦情に対応できる総合的な相談窓口となるよう役場窓口や相談支援事業所等で連携しており、事業の周知を図ることで相談支援事業の充実を図ります。

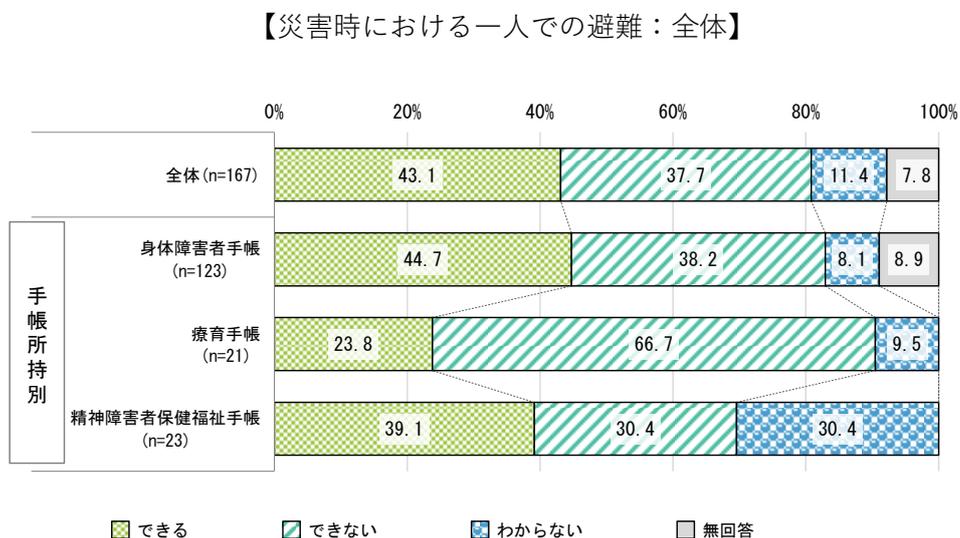
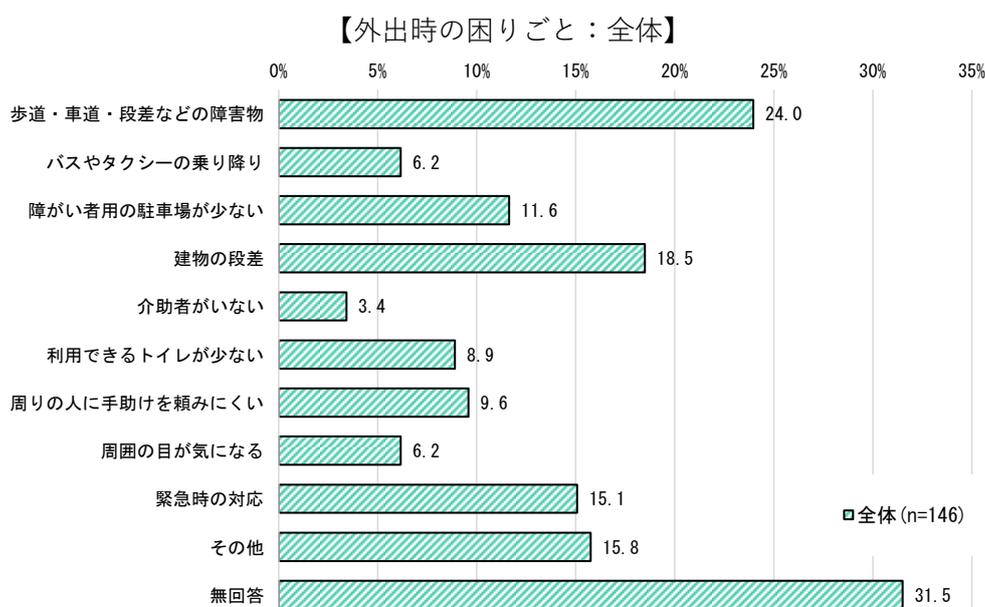
6 生活環境

■現状と課題

障がいのある方が安心して外出し社会参加できるよう、ユニバーサルデザインに基づき、公共施設の整備、歩道の段差解消、誘導ブロックの整備等、生活環境の改善を推進することが重要です。

また、障がい者が犯罪や事故に巻き込まれないよう、防犯・防災対策を積極的に推進することが重要です。

アンケート調査の結果では、外出時の困りごとにおいて「歩道・車道・段差などの障害物」が24.0%と最も高く、次いで「建物の段差」18.5%となっています。また、台風や地震等の災害時における一人での避難においては「できる」が43.1%、「できない」が37.7%、「わからない」が11.4%となっています。障がい者の社会参加の促進や安全・安心な暮らしの実現に向けて、今後もあらゆる角度から障がい者の視点に沿った取組みの推進が求められている状況です。



■施策の展開

(1) バリアフリー化の促進

- ①公民館、スポーツ施設等の公共施設の建替え・補修の際に、ユニバーサルデザインを考慮した住宅整備に努めます。
- ②バリアフリーに対応した民間住宅の整備が推進できるよう、住民に対する公的融資制度の周知を図ります。
- ③障がいのある人が安全で快適な生活を営むことが出来るよう、段差解消、浴槽、スロープ等の設置における住宅改造等の制度を広報紙、ホームページ等を活用し周知を図ります。
- ④旅館、飲食店等の民間施設等について、観光協会等の関係団体と連携し、障がい者が利用しやすいように配慮した整備を行うよう働きかけます。
- ⑤公共施設等に多目的トイレを設置し、障がいのある人が使いやすい環境づくりを推進しています。今後も障がいのある人が安心して生活できる環境づくりに努めます。

(2) 交通関連施設・道路等の整備

福祉施設、医療施設の周辺において整備を進めています。すべての人が安全で快適に利用できる歩行空間の確保に努め、歩行者の利用が見込まれる主な道路については、車いすがすれ違える幅の広い歩道の整備を推進します。

(3) 建築物の整備

- ①町が新たに設置する施設等については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）、「熊本県やさしいまちづくり条例」に基づき、障がい者等に配慮した整備を行うとともに、既存の建築物については、緊急性の高いものからバリアフリー化を推進します。
- ②社会教育施設については、聴覚障害者・視覚障害者向けの対応にも配慮しながら整備を促進します。

(4) 防犯、防災対策の推進

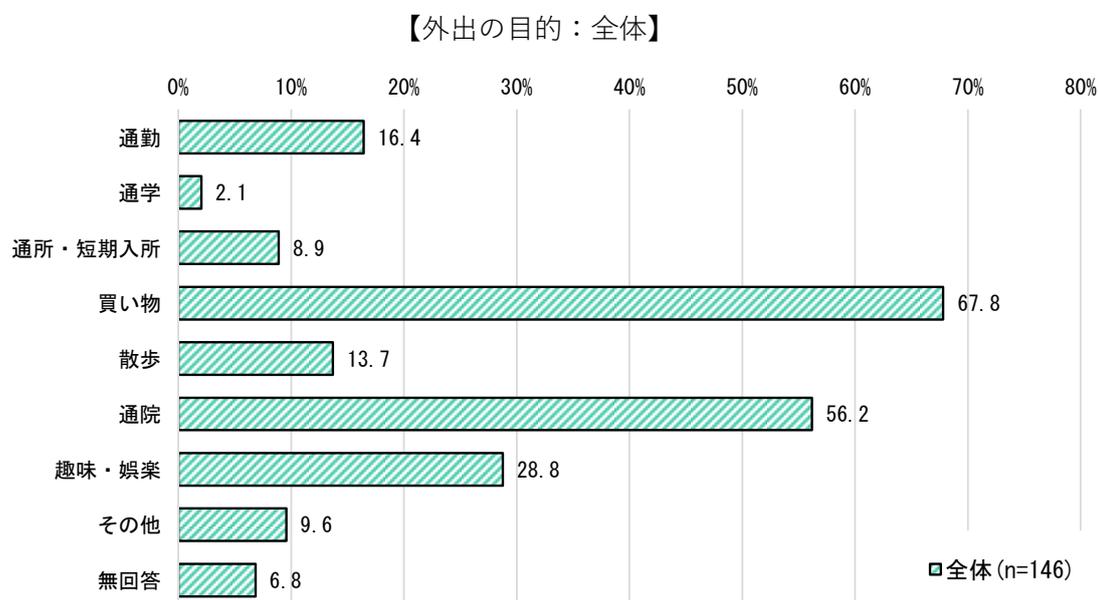
- ①高齢者、障がい者等が犯罪被害にあうことのないよう、民生委員・児童委員等が連携し、地域での見守り活動や啓発活動を行い、防犯対策の強化・充実に努めるとともに、地域における防犯活動の充実を図ります。
- ②要支援者・要配慮者名簿等を作成しています。区長、地域住民、消防団等と連携し、地域防災対策の充実を図りながら、ネットワークの構築を推進します。
- ③住民の防災意識を高め、災害の予防に努めるとともに、自主防災組織と連携し、災害時に迅速かつ的確に対応できるよう住民を含めた町内全域における防災体制の整備や天草島内での広域的な防災体制の確立に努めます。
- ④災害時にスムーズな受け入れや対応ができるように、町内5か所の各福祉避難所との連携の強化を図ります。また、緊急時に要支援者・要配慮者が安心して避難できるよう、支援体制の構築に努めます。

7 社会参加

■現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で、楽しみや喜びを持って生活していくために、スポーツ・文化芸術活動といった余暇活動の充実は重要です。障がいのある人が一人でも多く希望する活動に参加し、その楽しさを享受できるよう、参加促進のための支援を推進していく必要があります。

アンケート調査の結果では、外出の目的について「趣味・娯楽」は 28.8%となっています。障がい者が余暇活動に更に積極的に参加できるよう、情報発信や環境整備も含めた取り組みの推進が必要です。



■施策の展開

(1) スポーツ・芸術・文化活動の振興等

- ①熊本県身体障害者福祉協会等のスポーツ大会への参加やグラウンドゴルフ大会を開催しています。各種趣味講座、作品の展示会及びスポーツ大会、レクリエーション教室を実施していくうえで、地域の障がい者団体と意見を交換し、気軽に誰でも参加しやすい内容の大会等を行うことに努めます。
- ②障がい者が手軽に利用できる施設の整備を図り、自然環境あふれる中で健康づくりを育む機会の充実に努めます。
- ③町が行う各種イベントについても、障がいのある人が参加しやすいものとなるように努め、地域住民との交流を図ります。

(2) 社会参加の促進

- ①天草地域自立支援協議会（2市1町）において協議し、「障害者週間」（毎年12月3～9日）等において、イベント実施を図り、住民の意識づくりを進めます。
- ②障がい者が手軽に利用しやすい施設の整備を推進し、自然環境あふれる中で健康づくりに取り組む機会の充実を図ります。
- ③障がい者が社会参加しやすい環境づくりに努めます。

(3) 精神・知的障がい者の社会参加

- ①精神・知的障がい者の生活自立と社会復帰を支援するため、天草地域自立支援協議会（2市1町）において支援の方法等を協議し、相談指導体制の充実や障がい者グループ活動の育成、就労支援に努めます。
- ②精神障害者保健福祉手帳の所持者に対する交通費の割引の制度化を要望していきます。

(4) 旅行を促進するための方策の推進

障がい者に配慮した宿泊施設や観光情報の提供体制を促進するとともに、観光協会等との連携を推進します。

8 行政サービス等における配慮

■現状と課題

平成26年1月に障害者権利条約が批准され、関連する国内法の整備も進む中で、我が国の障害福祉施策は新たな展開を迎えており、行政機関の職員の意識向上が求められています。本町においても、職員の福祉意識の向上に取り組むなど、行政サービスの向上に努めています。今後も町民の意見・要望に対応し、更なるサービス向上につなげることができるよう、改善に向けて取り組んでいくことが必要です。

■施策の展開

(1) 行政サービス等における配慮

- ①様々な行政手続きに携わる職員に対して、障がい者に関する理解を促進することにより、障がい者にとって利用しやすいように、行政手続きの簡素化や窓口の一本化に努めます。
- ②行政情報の提供にあたっては、年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、サービスが円滑に利用できるよう配慮します。また、点字による情報の提供等、障がいの特性及び障がい者の生活実態に応じた情報の提供に努めます。
- ③移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化や投票設備の設置等、投票環境の向上に向けた取組みを推進し、障がいのある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう努めます。
- ④不在者投票の適切な実施により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。

第5章 障がい（児）福祉サービスの供給体制

1 障がい（児）福祉サービスの実施における基本的視点

本計画の基本理念である『完全参加と平等』の実現に向けて、国の基本指針及び障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる7つを本計画の基本的視点とし、その推進を図ります。

（1）障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の考えのもとに、障がい者などが自分の住みたい場所に住み、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援に配慮します。

（2）障がい種別によらない一元化した障がい福祉サービスの実施等

障がいに関わる制度の一元化への対応として、障がい者などがその障がい種別にかかわらず、必要なサービスなどを利用することができるよう、サービス提供の充実を図ります。

（3）課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者などの自立と社会参加を支援する観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がい者などの生活を地域全体で支えるサービスの提供体制の整備を進めます。

（4）地域共生社会の実現に向けた取組み

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域や暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、本町の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

（5）障がい児の健やかな育成のための発達支援

質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、各関係機関との連携の強化に努め、切れ目のない一貫した支援体制の構築を図ります。

また、医療的ケア児などの専門的な支援が必要な児童が、保健や医療、障がい福祉等の支援を円滑に受けられるような体制づくりについて協議を行うなど、包括的な支援体制の構築を図ります。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化や人口減少などによる地域資源の減少が進行する中、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供するために、提供体制の確保と併せて、それを担う人材の確保・育成が一層重要となります。県や近隣自治体等と協力し、専門性を高めるための研修の実施や派遣、多職種間の連携の推進等、障がい福祉人材の育成に努めます。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組み定着

障がい者が文化芸術を楽しみ、創造や発表などの多様な活動に参加する機会の確保などを通じて個性や能力などを発揮することにより、障がい者の地域における社会参加の促進を図ります。

2 障がい福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

共生社会を実現するためには、障がい者の自己決定を尊重し、障がい者が必要とする障がい福祉サービスを受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことをできるように、今後とも引き続き障害福祉サービス等の提供体制の整備を推進します。

訪問系サービス及び日中活動系サービスを希望する障がい者へサービスの提供を保障するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実や地域移行支援、地域定着支援、自立訓練等を推進するなど、地域生活への円滑な移行を推進します。

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい者が、障がいやその影響による問題を解決し、自立した日常生活や社会生活を営むために、様々なニーズに対応することができる相談支援体制の整備に努めます。

障がい者及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、家族への支援も含め、適切な保健、医療、福祉サービスに繋げることができるように、行政と相談支援事業者、関係団体等の更なる連携強化を推進します。

4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児一人ひとりの障がいや発達の状態に応じて、乳幼児期から学校卒業まで必要な支援を受けることができる体制整備に努めます。

そのためには、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で支援を提供できる支援体制の整備が必要であることから、児童発達支援センターなどの障害児通所支援事業所の整備検討や、障がい児も利用できる地域生活支援事業の充実を推進します。

第6章 成果目標の設定

1 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針及び本町の現状を踏まえ、以下のとおり成果指標を設定し、目標達成に向けた各種事業等の推進を図ります。

(1) 施設入所者の地域生活移行者数

国の基本指針	
○令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。	
目標設定の考え方	
国の基本指針に基づき、令和8年度末までの目標を以下のように設定します。	

成果目標		考え方
(現状) 施設入所者数	29人	令和4年度末時点の入所者数
(目標) 目標年度の地域移行者数	2人	令和8年度末の施設入所からグループホーム等への移行者数見込み

(2) 施設入所者数の削減

国の基本指針	
○令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。	
目標設定の考え方	
国の基本指針に基づき、令和8年度末までの目標を設定します。	

成果目標		考え方
(現状) 施設入所者数	29人	令和4年度末時点の入所者数
(目標) 目標年度の施設入所者数	27人	令和8年度末の施設入所者数
(目標) 削減見込み	2人	令和8年度末の削減見込み数

2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針
<p>○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となる。そのため、基本指針に基づき活動指標を明確にし、取組みを積極的に推進することが必要である。</p>
具体的な取組み
<p>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築する上では、精神科病院等との連携が不可欠です。天草圏域の医療機関とも連携を図りながら、地域で生活するうえで必要な資源やネットワークのあり方について検討します。</p>

活動指標	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	2	1	1	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人/年	33	13	11	15	15	15
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	1	1	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援利用者数	人/年	0	0	0	0	0	1
精神障がい者の地域定着支援利用者数	人/年	0	0	0	0	0	1
精神障がい者の共同生活援助利用者数	人/年	1	1	1	1	1	1
精神障がい者の自立生活援助利用者数	人/年	0	0	0	0	0	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数	人/年	2	2	2	1	1	1

3 地域生活支援の充実

国の基本指針
<p>○令和8年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。</p> <p>○令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。</p>
目標設定の考え方
<p>現在設置している地域生活拠点の機能充実に向け、検証・検討を実施します。</p>

成果目標		考え方
目標年度の地域生活支援拠点等の確保数	1	
目標年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数	0	令和5年度における検証・検討の場の開催回数
コーディネーターの配置（箇所）	1	令和8年度末時点のコーディネーターの配置箇所数
強度行動障がい者を有する者への支援体制の整備（箇所）	1	

4 福祉施設から一般就労等への移行状況

国の基本指針	
<p>○令和 8 年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数について、令和 3 年度の一般就労移行者数から 1.28 倍以上とするとともに、就労移行支援事業・就労継続支援 A 型事業・就労継続支援 B 型事業のそれぞれを通じた一般就労移行者数について、令和 3 年度の一般就労移行者数のそれぞれ 1.31 倍・1.29 倍・1.28 倍とすることを基本とする。</p> <p>○令和 8 年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が 50%以上の就労移行支援事業所の割合を 50%以上とすることを基本とする。</p> <p>○令和 8 年度の就労定着支援事業の利用者数について、令和 3 年度の 1.41 倍以上とするとともに、令和 8 年度時点における過去 6 年間の就労定着支援事業終了者の就労定着率が 70%以上の就労定着支援事業所の割合を 25%以上とすることを基本とする。</p>	
目標設定の考え方	
<p>令和 3 年度実績や障がい者の就労環境等を考慮し、令和 8 年度中の一般就労移行者について、以下のとおり目標を設けます。</p>	

成果目標		考え方	
(実績) 就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数		0 人	令和 3 年度の実績
目標年度の一般就労の移行者数		3 人	令和 8 年度の一般就労移行者数
内訳	就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	1 人	令和 8 年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数
	就労継続支援 A 型を通じた一般就労移行者数	1 人	令和 8 年度の就労継続支援 A 型を通じた一般就労移行者数
	就労継続支援 B 型を通じた一般就労移行者数	1 人	令和 8 年度の就労継続支援 B 型を通じた一般就労移行者数
就労定着支援事業の利用者数		1 人	令和 8 年度の利用者数
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が 50%以上の就労移行支援事業所の割合		100%	令和 8 年度の割合
過去 6 年間の就労定着支援事業終了者の就労定着率が 70%以上の就労定着支援事業所の割合		100%	令和 8 年度の割合

5 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

国の基本指針
<p>○令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 箇所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には圏域での設置であっても差し支えない。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障がい福祉主幹部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。</p> <p>○障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和 8 年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</p> <p>○令和 8 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 箇所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。</p> <p>○令和 8 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。</p>
目標設定の考え方
<p>障がい児通所支援の更なる充実のため、必要な整備について以下のとおり目標を設けます。</p>

成果目標		考え方
児童発達支援センター設置数	1 箇所	令和 8 年度末時点における設置数
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の有無	有	令和 8 年度末時点における設置数
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 箇所	令和 8 年度末時点の整備数
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 箇所	令和 8 年度末時点の整備数
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1 箇所	令和 8 年度末時点の整備数
医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置	1 箇所	令和 8 年度末時点の整備数

6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針
<p>○令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図るための体制を確保することを基本とする。</p> <p>○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組みを行うとともに、これらの取組みを行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。</p>
目標設定の考え方
<p>県内自治体の基幹相談支援センターに取り組み状況を参考に、本町の障がい福祉施策に合った基幹相談支援センターの設置を検討し、令和8年度までに基幹相談支援センターの体制整備を図ります。また、天草地域自立支援協議会において個別事例の検討を行います。</p>

活動指標	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
基幹相談支援センターの設置の有無	－	無	無	無	無	無	有
相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	0	0	0	0	1	1
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数（件）	件/年	0	0	0	0	0	1
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数（回）	回/年	0	0	0	0	0	1
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数（回）	回/年	0	0	0	0	0	1
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	0	0	0	0	0	1

活動指標	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
自立支援協議会における 相談支援事業所の参画に よる事例検討の実施回数	回/年	—	—	—	0	4	8
自立支援協議会における 相談支援事業所の参画に よる事例検討への参加事 業者・機関数	か所	13	12	13	13	13	13
自立支援協議会における 専門部会の設置数	部会	5	3	2	2	2	2
自立支援協議会における 専門部会の実施回数	回/年	5	6	0	6	6	6

7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組みに係る体制の構築

国の基本指針
○令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
目標設定の考え方
障がい福祉サービス等の質向上のため、各種研修への町職員の参加及び事業所と分析結果を共有する体制づくりを構築します。

活動指標	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他研修への町職員の参加人数	人/年	1	1	1	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無	—	無	無	無	無	無	有

8 発達障がい者等に対する支援

国の基本指針
<p>○現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者（支援者）の見込みを設定する。</p> <p>○現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。</p> <p>○現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。</p>
目標設定の考え方
<p>国の基本指針に基づき、各活動指標についてペアレントメンターの養成について推進していきます。</p>

活動指標	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
ペアレントプログラムの実施回数（回）	回/年	0	0	0	0	0	1
ペアレントトレーニングの実施回数（回）	回/年	0	0	0	0	0	1
ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動の実施回数（回）	回/年	0	0	0	0	0	1

第7章 障がい福祉サービスの見込量

【単位】

人／日：1月あたり利用実人数	回／年：1年あたり実施回数
人日／月：1月当たり延べ利用者数	件／年：1年当たり件数
時間／年：1年あたり利用時間	

1 障がい福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害支援区分が区分1以上（児童の場合はこれに相当する心身の状態）である人	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者や知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある者であって常時介護が必要な人	自宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者	外出時に対象者に同行し、視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がい等により著しく行動が制限され、常時介護が必要とされる人（障害支援区分3以上）	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い者（障害支援区分6）で、 ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で、 ・ALS患者など呼吸管理が必要な身体障がい者 ・最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

②サービスの利用実績

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
①居宅介護	人/月	6	6	7	6.25	7	9
	時間/月	39	37.4	45	33.1	45	51
②重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
③同行援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
④行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
⑤重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

③サービスの見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①居宅介護	人/月	9	9	9
	時間/月	50	50	50
②重度訪問介護	人/月	0	0	1
	時間/月	0	0	1
③同行援護	人/月	0	0	1
	時間/月	0	0	1
④行動援護	人/月	0	0	1
	時間/月	0	0	1
⑤重度障害者等包括支援	人/月	0	0	1
	時間/月	0	0	1

(2) 日中活動系サービス

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする方で、①49歳以下の場合は障害支援区分3以上（施設入所の場合は区分4以上） ②50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）	主として昼間において、地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者又は難病対象者	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言など身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 （生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労選択支援	就労系障害福祉サービスを利用する意向のある（就労系障害福祉サービスを利用しており、支給決定の更新の意向がある場合を含む。）障がい者。	障がい者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人	一般企業等への就労を希望する人に、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

サービス名	主な対象者	サービス内容
就労継続支援 A型	企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の障がい者	一般企業等に就労することが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。(雇用契約あり)
就労継続支援 B型	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人等であって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人等	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。 (雇用契約なし)
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人	一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通し就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人で、 ①ALS患者など呼吸管理を行っている障がい支援区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障がい支援区分5以上の人	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。
短期入所	①障害支援区分が区分1以上の人 ②障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する児童	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

②サービスの利用実績

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
生活介護	人/月	42	38.3	43	37.8	44	40
	人日/月	924	810.9	946	775.9	968	792
自立訓練（機能訓練） （生活訓練）	人/月	1	1.8	1	2	1	2
	人日/月	22	33.3	20	41.6	20	42
就労移行支援	人/月	1	0	1	1	2	2
	人日/月	22	0	22	1.9	44	4
就労継続支援 （A型）	人/月	7	7	8	6	8	4
	人日/月	154	151	176	117.6	176	85
就労継続支援 （B型）	人/月	17	16.7	17	17.3	17	20
	人日/月	374	309.9	374	317.8	374	335
就労定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0
療養介護	人/月	6	6	6	6	6	6
短期入所（福祉型）	人/月	8	1	9	1	10	5
	人日/月	40	1	45	1	50	5
短期入所（医療型）	人/月	2	1.3	2	1.4	2	1
	人日/月	12	7.8	12	6.3	12	6

③サービスの見込量

種 類	単 位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
生活介護	人/月	40	40	40
	人日/月	800	800	800
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	1
	人日/月	0	0	1
自立訓練（生活訓練）	人/月	2	2	2
	人日/月	40	40	40
就労選択支援	人/月	0	0	1
	人日/月	0	0	1
就労移行支援	人/月	1	1	2
	人日/月	2	2	4
就労継続支援（A型）	人/月	7	7	7
	人日/月	120	120	120
就労継続支援（B型）	人/月	20	20	20
	人日/月	360	360	360
就労定着支援	人/年	0	0	1
療養介護	人/年	6	6	6
短期入所（福祉型）	人/月	10	10	10
	人日/月	50	50	50
短期入所（医療型）	人/月	2	2	2
	人日/月	12	12	12

(3) 居住系サービス

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人等	定期的又は必要に応じ利用者の居宅を訪問し、居宅で自立した日常生活を営むための問題把握と情報提供及び助言・相談、関係機関との連絡調整などの必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者（身体障がいのある人にとっては、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。）	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、区分4以上の障がい者（50歳以上の場合は区分3以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な障がい者	入所する施設において、主に夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

②サービスの利用実績

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
自立生活援助	人/月	0	0	1	0	1	0
共同生活援助	人/月	13	12.5	12	12.3	12	12.5
施設入所支援	人/月	31	31.5	31	30.8	30	30.6

③サービスの見込量

種 類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	1
共同生活援助	人/月	12	12	11
うち重度障害者	人/月	1	1	1
施設入所支援	人/月	32	32	31

(4) 相談支援

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がい者 ・障がい福祉サービスを利用する18歳未満の障がい者	（1）サービス利用支援 障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 （2）継続サービス利用支援 サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者 ・精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がい者	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

②サービスの利用実績

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
計画相談支援	人/月	16	16.9	17	16.4	17	18.8
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	1	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	1	0

③サービスの見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	19	19	19
地域移行支援	人/月	0	0	1
地域定着支援	人/月	0	0	1

2 障がい児福祉サービスの見込量

(1) 障害児通所支援・障害児相談支援

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児	未就学の障がい児に対し、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等 デイサービス	就学中の障がい児	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで障がい児の自立を促進します。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児	保育所等を訪問し、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
医療型 児童発達支援	未就学の肢体不自由のある児童	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
障害児相談支援	障がい児通所サービスを希望する児童	<p>■障害児支援利用援助</p> <p>障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>■継続障害児支援利用援助</p> <p>支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</p>

②サービスの利用実績

種類	単位	第2期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
児童発達支援	人/月	3	6.1	4	7.3	5	7.7
	人日/月	15	17	20	17.4	25	20.1
放課後等デイサービス	人/月	6	7.1	5	11.6	4	13.1
	人日/月	30	63.4	25	115.5	20	180.2
保育所等訪問支援	人/月	0	1	0	1.8	0	3.1
	人日/月	0	0.8	0	2.8	0	4.4
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	2	4.6	2	5.3	2	5.4

③サービスの見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	8	8	8
	人日/月	20	20	20
放課後等デイサービス	人/月	13	13	13
	人日/月	160	160	160
保育所等訪問支援	人/月	3	3	3
	人日/月	4	4	4
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	1
	人日/月	0	0	1
医療型児童発達支援	人/月	0	0	1
	人日/月	0	0	1
障害児相談支援	人/月	6	6	6

3 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業は、障がい者、障がい児が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じた事業を実施することで、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらずすべての人が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

地域生活支援事業は、必須事業と任意事業によって構成されます。

(1) 必須事業

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	事業内容
相談支援事業	障がい者、障がい児の保護者、介護者等	障がい者や障がい児の保護者、介護者からの相談に対し、障がいに応じた必要な情報の提供や助言等を行います。
成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度利用が困難である者	障がい福祉サービスを利用する上で成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である障がい者に対し、成年後見制度の利用費用の補助を行い利用を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業です。
意思疎通支援事業	聴覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	障がい者等であって当該用具を必要とする者	障がい者（児）や難病患者等で当該用具を必要とする人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行い、日常生活の便宜を図る事業です。 障がいの特性に合わせて国の定める6種の給付・貸与が行われます。
手話奉仕員養成研修事業	実施主体が適当と認めたもの	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した方を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする事業です。
移動支援事業	町が外出時に移動の支援が必要と認めた障がい者等	身体、知的、精神等の障がいにより外出時の移動が困難な人に対し、外出の際の移動の支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業		障がい者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化することで、障がい者等の地域生活支援の促進を図る事業です。

②サービスの利用実績

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
障害者相談支援事業							
相談支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	0	1	0	1	0
意思疎通支援事業・ 手話奉仕員養成研修事業	実人員	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練用支援用具	件/年	1		1	0	1	0
自立生活支援用具	件/年	1	4	1	0	1	2
在宅療養等支援用具	件/年	1		1	0	1	0
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	1	1	0	1	0
排泄管理支援用具	件/年	112	107	112	106	112	94
住宅改修費	件/年	1	0	1	1	1	1
移動支援事業							
	箇所数	2	2	2	2	2	2
	人/年	15	14	15	15	15	16
地域活動支援センター事業	箇所数	1	1	1	1	1	1

③サービスの見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業				
相談支援事業	箇所数	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1
意思疎通支援事業・ 手話奉仕員養成研修事業	実人員	1	1	1
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練用支援用具	件/年	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	2	2	2
在宅療養等支援用具	件/年	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	1	1
排泄管理支援用具	件/年	110	110	110
住宅改修費	件/年	1	1	1
移動支援事業				
	箇所数	2	2	2
	人/年	16	16	16
地域活動支援センター事業	箇所数	1	1	1

(2) 任意事業

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	事業内容
日中一時支援事業	日中において支援するものがないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められた身体障がい者、精神障がい者、難病患者等の障がい者等	日中一時的にサービス利用を必要とする人に入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上での支援や創作的活動・生産活動の機会を提供します。
巡回支援専門員整備事業	障がい児又は発達障がいの可能性がある児童及びその家族等	発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

②サービスの利用実績

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
日中一時支援事業	人/年	5	3	5	5	5	6
巡回支援専門員整備事業	箇所数	1	1	1	1	1	1

③サービスの見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/年	6	6	6
巡回支援専門員整備事業	箇所数	1	1	1

第 8 章 計画の推進

1 関係機関との連携

障がい者にかかわる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっています。福祉部門が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。障がい児についても、庁内関係各部門と連携を図りながら、支援が必要な子どもの健全育成に努めます。

また、計画の実施にあたっては、障がい者、障がい者関係団体、苓北町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保健・医療関係機関、教育関係機関、ボランティア団体等と連携するとともに、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

2 PDCA サイクルによる評価と見直し

本計画における目標数値及びサービス見込量については、PDCA サイクルを用いて、年に 1 回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策等の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行います。また、必要があると認める場合には、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

第4期障がい者計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児計画

令和6年3月発行

発行：苓北町

編集：苓北町 福祉保健課

〒863-2503

天草郡苓北町志岐 660 番地

TEL：(0969) 35-1263

FAX：(0969) 25-3022